

別紙 1 義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大の具体的措置（第2次見直し）

1 施設・公物設置管理の基準の見直し

施設・公物設置管理の基準を条例に委任する場合における条例制定に関する国の基準の類型は、地方分権改革推進計画の整理同様、次のとおりとする。

① 従うべき基準

条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの

② 標準

法令の「標準」を通常よるべき基準としつつ、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることが許容されるもの

③ 参酌すべき基準

地方公共団体が十分参照した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの

〔警察庁〕

（1）道路交通法（昭35法105）

- ・ パーキング・メーターの機能に関する基準（49条1項）のうち、作動の方法についての表示及び高さに係る規定は、廃止する。
- ・ パーキング・チケット発給設備の機能に関する基準（49条1項）のうち、パーキング・チケットの発給方法の表示及び高さに係る規定は、廃止する。

（2）高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平18法91）

- ・ 交通安全特定事業により設置される信号機等に関する基準（36条2項）を、条例（制定主体は都道府県）に委任する。

条例制定の基準については、「参酌すべき基準」とする。

〔文部科学省〕

（3）学校教育法（昭22法26）

- ・ 専修学校の設置基準等については、地方公共団体からの具体的な要望等を確認し、支障がない場合には、当該部分について、基準自体の見直し又は基準の条例委任を行う。

（4）社会教育法（昭24法207）

- ・ 公民館運営審議会の委員の委嘱にあたり満たすべき基準（30条1項）を、条例（制定主体は市町村）に委任する。

条例制定の基準については、「参酌すべき基準」とする。

(5) 図書館法（昭 25 法 118）

- ・ 図書館協議会の委員の任命にあたり満たすべき基準（15 条）を、条例（制定主体は都道府県及び市町村）に委任する。

条例制定の基準については、「参酌すべき基準」とする。

(6) 博物館法（昭 26 法 285）

- ・ 博物館協議会の委員の任命にあたり満たすべき基準（21 条）を、条例（制定主体は都道府県及び市町村）に委任する。

条例制定の基準については、「参酌すべき基準」とする。

(7) 公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭 36 法 188）

- ・ 公立高等学校の生徒の収容定員の基準（5 条）は、廃止する。

〔厚生労働省〕

(8) 児童福祉法（昭 22 法 164）

- ・ 保育に欠ける具体的要件の基準（24 条及び児童福祉法施行令 27 条）については、子ども・子育て新システム検討会議において「保育に欠ける要件の撤廃等」とされたことを踏まえつつ、利用者本位の制度の実現及び地域主権改革の推進の観点から、子ども・子育て新システム全体について検討する中で法改正までに結論を得る。
- ・ 指定知的障害児施設等の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に係る基準（24 条の 9 第 2 項 1 号）を、条例（制定主体は都道府県、指定都市及び児童相談所設置市）に委任する。
条例制定の基準については、「従うべき基準」とする。

(9) 食品衛生法（昭 22 法 233）

- ・ 製品検査及び収去した食品、添加物、器具又は容器包装の試験に係る事務を行う検査施設の設備（機械及び器具を含む。以下、この項目において同じ。）及び職員の配置に関する基準（29 条 1 項及び 3 項）を、条例（制定主体は都道府県、指定都市及び中核市）に委任する。
条例制定の基準については、施設の設備に関する基準に係る規定は、「従うべき基準」とし、検査又は試験のために必要な職員の配置に関する基準に係る規定は、「参酌すべき基準」とする。
- ・ 収去した食品、添加物、器具又は容器包装の試験に係る事務を行う検査施設の設備（機械及び器具を含む。以下、この項目において同じ。）及び職員の配置に関する基準（29 条 2 項及び 3 項）を、条例（制定主体は保健所を設置する市及び特別区）に委任する。
条例制定の基準については、施設の設備に関する基準に係る規定は、「従うべき基準」とし、検査又は試験のために必要な職員の配置に関する基準に係る規定は、「参酌すべき基準」とする。

(10) 医療法（昭 23 法 205）

- ・ 病院等の病床数算定に当たっての補正の基準（7 条の 2 第 4 項）並びに病院及び診療所の既存

の病床数を算定する場合の介護老人保健施設に係る入所定員数に関する基準（7条の2第5項）を、条例（制定主体は都道府県）に委任する。

条例制定に関する国の基準の類型については、基準病床数制度の在り方の検討に合わせて、法改正までに結論を得る。

- ・ 病院及び診療所の薬剤師の配置に関する基準（18条）を、条例（制定主体は都道府県、保健所を設置する市及び特別区）に委任する。

条例制定の基準については、「従うべき基準」とする。

- ・ 病院の従業者に関する基準のうち、医師及び歯科医師以外の従業者の配置に関する基準（21条1項1号）並びに病院の施設に関する基準（21条1項12号）を、条例（制定主体は都道府県）に委任する。

条例制定の基準については、薬剤師、看護師、准看護師、助産師、歯科衛生士及び栄養士の資格並びにその配置する員数に関する基準に係る規定並びに看護補助者の員数に関する基準に係る規定は、「従うべき基準」とし、診療放射線技師、理学療法士及び作業療法士の資格並びにその配置する員数に関する基準に係る規定、事務員その他の従業者の員数に関する基準に係る規定並びに病院の施設に関する基準に係る規定は、「参酌すべき基準」とする。

- ・ 療養病床を有する診療所の従業者に関する基準のうち、医師及び歯科医師以外の従業者の配置に関する基準（21条2項1号）並びに療養病床を有する診療所の施設に関する基準（21条2項3号）を、条例（制定主体は都道府県）に委任する。

条例制定の基準については、看護師及び准看護師の資格並びにその配置する員数に関する基準に係る規定並びに看護補助者の員数に関する基準に係る規定は、「従うべき基準」とし、事務員その他の従業者の員数に関する基準に係る規定及び療養病床を有する診療所の施設に関する基準に係る規定は、「参酌すべき基準」とする。

（11）生活保護法（昭25法144）

- ・ 保護施設の設備及び運営に関する基準（39条）を、条例（制定主体は都道府県、指定都市及び中核市）に委任する。

条例制定の基準については、医師等の職員の資格に関する基準に係る規定、配置する職員の員数に関する基準に係る規定、居室の面積に関する基準に係る規定並びに施設の利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定は、「従うべき基準」とし、施設の利用者の数に関する基準に係る規定は、「標準」とし、その他の設備及び運営に関する基準に係る規定は、「参酌すべき基準」とする。

（12）社会福祉法（昭26法45）

- ・ 社会福祉施設の設備及び運営に関する基準（65条2項）を、条例（制定主体は都道府県、指定都市及び中核市）に委任する。

条例制定の基準については、医師等の職員の資格に関する基準に係る規定、配置する職員の員数に関する基準に係る規定、居室の面積に関する基準に係る規定並びに施設の利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定は、「従うべき基準」とし、施設の利用者の数に関する基準に係る規定は、「標準」とし、その他の設備及び運営に関する基準に係る規定は、「参酌すべき基準」とする。

(13) 水道法 (昭 32 法 177)

- ・ 水道の布設工事の施行に関する技術上の監督業務を行う者の配置に関する基準 (12 条 1 項) 及び監督業務を行う技術者の資格に関する基準 (同条 2 項) を、条例 (制定主体は水道事業等を営む地方公共団体) に委任する。

条例制定の基準については、「参酌すべき基準」とする。

- ・ 水道技術管理者の資格に関する基準 (19 条 3 項) を、条例 (制定主体は水道事業等を営む地方公共団体) に委任する。

条例制定の基準については、「参酌すべき基準」とする。

(14) 職業能力開発促進法 (昭 44 法 64)

- ・ 公共職業能力開発施設における職業訓練の実施に関する基準 (19 条 1 項) を、条例 (制定主体は都道府県及び市町村) に委任する。

条例制定の基準については、訓練生の数に関する規定は、「標準」とし、教科、訓練時間、設備その他の事項に関する規定は、「参酌すべき基準」とする。

- ・ 公共職業能力開発施設の長が行う技能照査の対象者に関する基準 (21 条 1 項) を、条例 (制定主体は都道府県及び市町村) に委任する。

条例制定の基準については、「参酌すべき基準」とする。

- ・ 無料の公共職業訓練の対象者に関する基準 (23 条 1 項) を、条例 (制定主体は都道府県及び市町村) に委任する。

条例制定の基準については、「参酌すべき基準」とする。

- ・ 公共職業訓練のうち普通職業訓練における職業訓練指導員の資格に関する基準 (28 条 1 項) を、条例 (制定主体は都道府県及び市町村) に委任する。

条例制定の基準については、「従うべき基準」とする。

- ・ 公共職業訓練のうち高度職業訓練における職業訓練指導員の資格に関する基準 (30 条の 2 第 1 項) を、条例 (制定主体は都道府県) に委任する。

条例制定の基準については、「参酌すべき基準」とする。

(15) 介護保険法 (平 9 法 123)

- ・ 指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に係る基準 (70 条 2 項 1 号、115 条の 2 第 2 項 1 号) を、条例 (制定主体は都道府県、指定都市及び中核市) に委任する。

条例制定の基準については、「従うべき基準」とする。

- ・ 指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に関する基準のうち、指定対象となる施設及びその入所定員に係る基準 (78 条の 2 第 1 項) を、条例 (制定主体は市町村) に委任する。

条例制定の基準については、「従うべき基準」とする。

- ・ 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に係る基準 (78 条の 2 第 4 項 1 号、115 条の 12 第 2 項 1 号) を、条例 (制定主体は市町村) に委任する。

条例制定の基準については、「従うべき基準」とする。

- ・ 指定介護老人福祉施設の指定に関する基準のうち、指定対象となる施設及びその入所定員に係る基準（86条1項）を、条例（制定主体は都道府県、指定都市及び中核市）に委任する。

条例制定の基準については、「従うべき基準」とする。

- ・ 本大綱別紙2により、都道府県知事が処理している指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者、指定介護老人福祉施設及び指定介護療養型医療施設の指定並びに介護老人保健施設の開設の許可については、指定都市及び中核市へ移譲することにもない、指定居宅サービス及び指定介護予防サービスに従事する従業者の員数に関する基準（74条1項、115条の4第1項）、当該サービスの事業の設備及び運営に関する基準（74条2項、115条の4第2項）並びに指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び指定介護療養型医療施設が有する従業者の員数に関する基準（88条1項、97条2項（ただし、医師及び看護師を除く。）、110条1項）並びに当該施設の設備及び運営に関する基準（88条2項、97条1項（ただし、療養室、診療室及び機能訓練室を除く。）及び3項、110条2項）を、条例（制定主体は指定都市及び中核市）に委任する。

条例制定の基準については、「地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」により改正することとなる改正後の介護保険法に基づき都道府県が制定する条例に対する基準と同様とする。

（16）障害者自立支援法（平17法123）

- ・ 指定障害福祉サービス事業者の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に係る基準（36条3項1号）を、条例（制定主体は都道府県、指定都市及び中核市）に委任する。

条例制定の基準については、「従うべき基準」とする。

- ・ 本大綱別紙2により、都道府県知事が処理している指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設の指定については、指定都市及び中核市へ移譲することにもない、指定障害福祉サービスに従事する従業者に関する基準（43条1項）、当該サービスの事業の設備及び運営に関する基準（同条2項）、指定障害者支援施設が有する従業者に関する基準（44条1項）並びに当該施設の設備及び運営に関する基準（同条2項）を、条例（制定主体は指定都市及び中核市）に委任する。

条例制定の基準については、「地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」により改正することとなる改正後の障害者自立支援法に基づき都道府県が制定する条例に対する基準と同様とする。

なお、本大綱別紙2において、児童福祉施設の設置認可等、第一種社会福祉事業の許可等、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設置認可等並びに指定居宅サービス事業者等の指定等について、基礎自治体の実態把握を行った上で、移譲に向けた具体的対応策を年内に得られた場合には、権限移譲を行うこととしていることから、その場合には、新たに認可、許可及び指定等を行うこととなる地方公共団体が当該施設の基準及びサービス事業者等の指定要件等の基準を条例で制定するための所要の法改正を行うものとする。

また、食品衛生法、医療法、生活保護法、社会福祉法、介護保険法及び障害者自立支援法における施設等に関する基準の条例への委任については、法施行の状況等を踏まえ、国の基準の在り方を再検討する。

〔国土交通省〕

（１７）公営住宅法（昭 26 法 193）

- ・ 公営住宅の計画的な整備に関する基準（6 条）は、廃止する。

（１８）道路法（昭 27 法 180）

- ・ 都道府県又は市町村が道路管理者である場合の自動車駐車場又は自転車駐車場の駐車料金、駐車することができる時間以外の自動車駐車場又は自転車駐車場の利用に関し必要な事項に係る標識の表示基準（24 条の 3）を、条例（制定主体は都道府県及び市町村）に委任する。

条例制定の基準を定める場合には、「参酌すべき基準」とする。

- ・ 都道府県又は市町村が道路管理者である場合の橋等主要な工作物の新設又は改築に当たっての構造の安全性の確認に関する規定（30 条 3 項）は、廃止する。
- ・ 都道府県又は市町村が道路管理者である道路に設ける車両の制限に係る道路標識の設置場所について個別具体的に定めるために条例を制定することが許容されていることを、地方公共団体へ周知を図る（47 条の 4 第 2 項）。
- ・ 都道府県又は市町村が道路管理者である自動車専用道路と道路等の交差の方式を立体交差の方式としなくてもよい場合について、当該道路等の交通量が少ない場合、地形上やむを得ない場合以外の基準（48 条の 3）を、条例（制定主体は都道府県及び市町村）に委任する。

条例制定の基準を定める場合には、「参酌すべき基準」とする。

- ・ 都道府県又は市町村が道路管理者である自動車専用道路と連結することができる施設について、道路等（48 条の 4 第 1 号）、利便施設等（48 条の 4 第 2 号）及び連結通路等（48 条の 4 第 3 号）以外の基準を、条例（制定主体は都道府県及び市町村）に委任する。

条例制定の基準を定める場合には、「参酌すべき基準」とする。

- ・ 都道府県又は市町村が道路管理者である道路に設ける通行の禁止又は制限の対象を明らかにした道路標識の設置場所で、自動車専用道路の入口以外の場所について個別具体的に定めるために条例を制定することが許容されていることを、地方公共団体へ周知を図る（48 条の 11 第 2 項）。
- ・ 都道府県又は市町村が道路管理者である道路に設ける通行の禁止又は制限の対象を明らかにした道路標識の設置場所で、自転車専用道路等の入口以外の場所について個別具体的に定めるために条例を制定することが許容されていることを、地方公共団体へ周知を図る（48 条の 15 第 4 項）。

（１９）都市公園法（昭 31 法 79）

- ・ 都市公園の設置基準（3 条 1 項及び 2 項）を、条例（制定主体は都道府県及び市町村）に委任する。

条例制定の基準については、「参酌すべき基準」とする。

- ・ 地方公共団体の都市公園に公園施設として設けられる建築物の建築面積割合に関する基準（4 条 1 項）を、条例（制定主体は都道府県及び市町村）に委任する。

条例制定に関する国の基準の類型については、地方公共団体からの要望等を確認し、法改正までに結論を得る。

(20) 駐車場法(昭32法106)

- ・ 路上駐車場管理者の路上駐車場の駐車料金その他路上駐車場の利用について必要な事項に係る標識の表示に関する基準(8条2項)を、条例(制定主体は都道府県及び市町村)に委任する。
条例制定の基準については、「参酌すべき基準」とする。

(21) 下水道法(昭33法79)

- ・ 公共下水道の構造の技術上の基準(7条)について、雨水吐及び水処理施設の構造に関する基準(下水道法施行令5条の5第6号、5条の6第1項2号及び3号)を除き、条例(制定主体は都道府県及び市町村)に委任する。
条例制定の基準については、「参酌すべき基準」とする。
- ・ 終末処理場の維持管理に関する基準(21条2項)を、条例(制定主体は都道府県及び市町村)に委任する。
条例制定の基準については、「参酌すべき基準」とする。
- ・ 都市下水路の維持管理に関する基準(28条2項)を、条例(制定主体は都道府県及び市町村)に委任する。
条例制定の基準については、「参酌すべき基準」とする。

(22) 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平9法49)

- ・ 延焼等危険賃貸住宅の代替住宅である公営住宅及び特定公共賃貸住宅の入居に関する基準(20条1項、21条1項)を、条例(制定主体は都道府県及び市町村)に委任する。
条例制定の基準は、公営住宅法及び特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律の入居者資格の特例について定めることとし、これを「参酌すべき基準」とする。
なお、市町村借上住宅の入居に関する基準(22条1項)については、現行でも市町村の裁量により決定することができるものである。

(23) マンションの建替えの円滑化等に関する法律(平14法78)

- ・ 賃借人代替住宅又は転出区分所有者代替住宅の入居に関する基準(118条1項、119条1項、120条1項)を、条例(制定主体は都道府県及び市町村)に委任する。
条例制定の基準は、公営住宅法、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律及び高齢者の居住の安定確保に関する法律の入居者資格の特例について定めることとし、これを「参酌すべき基準」とする。
なお、市町村借上住宅の入居に関する基準(121条1項)については、現行でも市町村の裁量により決定することができるものである。

(24) 特定都市河川浸水被害対策法(平15法77)

- ・ 技術的基準に適合する雨水貯留浸透施設が存する旨を表示した標識の表示に関する基準(17条3項)を、条例(制定主体は都道府県、指定都市、中核市及び特例市)に委任する。
条例制定の基準については、「参酌すべき基準」とする。
- ・ 保全調整池が存する旨を表示した標識の表示に関する基準(24条1項)を、条例(制定主体は都道府県、指定都市、中核市及び特例市)に委任する。

条例制定の基準については、「参酌すべき基準」とする。

（２５）高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平 18 法 91）

- ・ 都道府県又は市町村が道路管理者である場合の移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準（10 条 1 項及び 2 項）を、条例（制定主体は都道府県及び市町村）に委任する。

条例制定の基準については、「参酌すべき基準」とする。

- ・ 地方公共団体が公園管理者である場合の移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準（13 条 1 項から 3 項）を、条例（制定主体は都道府県及び市町村）に委任する。

条例制定の基準については、「参酌すべき基準」とする。

〔環境省〕

（２６）廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭 45 法 137）

- ・ 一般廃棄物処理施設における技術管理者の資格に関する基準（21 条 3 項）を、条例（制定主体は市町村）に委任する。

条例制定の基準については、「参酌すべき基準」とする。

（２７）鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平 14 法 88）

- ・ 指定猟法禁止区域及び休猟区に設置する標識の表示に関する基準（15 条 13 項及び 34 条 5 項）のうち、寸法に係る基準を、条例（制定主体は都道府県）に委任する。

条例制定の基準については、「参酌すべき基準」とする。

2 協議、同意、許可・認可・承認の見直し

〔内閣府〕

（１）災害対策基本法（昭 36 法 223）（総務省と共管）

- ・ 市町村防災会議を設置しないことに係る都道府県知事への協議（16 条 4 項）は、事後報告・届出・通知とする。
- ・ 市町村防災会議の市町村地域防災計画の作成又は修正に係る都道府県知事への協議（42 条 3 項）は、事後報告・届出・通知とする。

（２）活動火山対策特別措置法（昭 48 法 61）（農林水産省と共管）

- ・ 都道府県知事の防災営農施設整備計画等の作成に係る農林水産大臣への協議（8 条 5 項）は、事後報告・届出・通知とする。

〔警察庁〕

（３）自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平 13 法 57）（国土交通省と共管）

- ・ 地方運輸局の事務・権限を見直すこと等により、地方分権改革推進委員会の第 3 次勧告に沿って義務付け・枠付けを見直す。

〔厚生労働省〕

（４）社会福祉法（昭 26 法 45）

- ・ 町村の福祉に関する事務所の設置又は廃止に係る都道府県知事への同意を要する協議（14 条 8 項）は、同意を要しない協議とする。
- ・ 市町村の社会福祉事業の経営に必要な資金を得るための寄附金の募集に係る都道府県知事の許可（73 条 1 項）は、廃止する。

（５）職業能力開発促進法（昭 44 法 64）

- ・ 都道府県の職業能力開発短期大学校等の設置及び市町村の職業能力開発校の設置に係る厚生労働大臣への同意を要する協議（16 条 3 項）は、廃止する。
- ・ 事業主等の行う高度職業訓練が基準に適合する旨の都道府県知事の認定及びその取消しに係る厚生労働大臣への同意を要する協議（24 条 4 項）は、廃止する。

（６）中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平 3 法 57）

- ・ 労働者の募集に係る労働条件その他の募集の内容が記載されている改善計画の認定について、都道府県知事が行う厚生労働大臣への同意を要する協議（4 条 4 項）に関し、当該計画の内容のうち、改善事業の目標、内容、実施時期並びに改善事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法（同条 2 項 1 号から 4 号）に係る厚生労働大臣への同意を要する協議は、廃止する。

〔農林水産省〕

（７）土地改良法（昭 24 法 195）

- ・ 市町村の土地改良事業の実施に係る都道府県知事への同意を要する協議（96 条の 2 第 1 項）は、事後報告とする。
- ・ 市町村の土地改良事業の計画の変更又は当該事業の廃止に係る都道府県知事への同意を要する協議（96 条の 3 第 1 項）は、事後報告とする。

（８）森林病虫害等防除法（昭 25 法 53）

- ・ 市町村の地区実施計画の策定又は変更に係る都道府県知事への協議（7 条の 10 第 3 項）は、事後報告とする。

（９）肥料取締法（昭 25 法 127）

- ・ 都道府県知事が法律の適用除外となる肥料の指定をする場合における農林水産大臣への協議（35 条 2 項）は、事後報告とする。

（１０）植物防疫法（昭 25 法 151）

- ・ 都道府県知事の防除計画の策定又は変更に係る農林水産大臣への同意を要する協議（24 条 4 項）は、事後報告とする。

（１１）酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭 29 法 182）

- ・ 都道府県計画の策定に係る農林水産大臣への協議（2 条の 3 第 3 項）に関し、当該計画の内容のうち、酪農及び肉用牛生産の近代化に関する方針、その区域又はその区域を分けて定める区域ごとの自然的経済的条件に応ずる近代的な酪農経営方式及び肉用牛経営方式の指標、酪農経営及び肉用牛経営における乳牛及び肉用牛の飼養規模の拡大に関する事項、飼料の自給度の向上に関する事項、集乳及び乳業の合理化並びに肉用牛及び牛肉の流通の合理化に関する事項、その他酪農及び肉用牛生産の近代化を図るために必要な事項（同条 2 項 1 号、3 号から 7 号）に係る農林水産大臣への協議は、事後報告とする。
- ・ 都道府県知事の集約酪農振興計画の変更に係る農林水産大臣への協議（5 条）は、事後報告とする。

（１２）山村振興法（昭 40 法 64）（総務省、国土交通省と共管）

- ・ 都道府県の山村振興基本方針の策定に係る主務大臣への同意を要する協議（7 条の 2 第 4 項）は、事後報告とする。

（１３）林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭 54 法 51）

- ・ 都道府県知事の基本構想の策定又は変更に係る農林水産大臣への協議（2 条の 2 第 3 項）は、事後報告とする。

(14) 集落地域整備法(昭62法63)(国土交通省と共管)

- ・ 都道府県知事の集落地域整備基本方針の策定に係る集落地域の位置及び区域に関する基本的事項その他の政令で定める事項についての農林水産大臣及び国土交通大臣への協議(4条5項)は、事後報告とする。

(15) 獣医療法(平4法46)(財務省と共管)

- ・ 都道府県計画の策定又は変更に係る農林水産大臣への協議(11条3項)は、事後報告とする。

(16) 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律(平6法46)

- ・ 都道府県の基本方針の策定に係る農林水産大臣への協議(4条4項)は、事後報告とする。
- ・ 市町村計画の策定に係る都道府県知事への協議(5条4項)は、事後報告とする。

(17) 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律(平11法112)

- ・ 都道府県計画の策定及び変更に係る農林水産大臣への協議(8条3項)は、事後報告とする。

(18) 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律(平19法48)

- ・ 市町村の活性化計画における農林地所有権移転等促進事業に関する事項に係る都道府県知事への同意を要する協議(5条8項)に関し、当該事項のうち、農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針及びその他農林水産省令で定める事項(同条7項1号及び4号)に係る都道府県知事への同意を要する協議は、廃止する。

〔経済産業省〕

(19) 計量法(平4法51)

- ・ 都道府県知事及び特定市町村の長の当該特定市町村区域における事務の執行に係る協議(155条)は、廃止する。

(20) 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平11法18)

- ・ 指定都市の事業環境整備構想の作成に係る関係道府県への協議(25条4項)は、廃止する。

〔国土交通省〕

(21) 水害予防組合法(明41法50)

- ・ 水害予防組合の書記、技術員及びその他の常勤職員の中から組合の会計事務を掌る者を定める場合における都道府県知事の認可(34条3項)は、事後報告・届出・通知とする。
- ・ 水害予防組合の組合規約の設定改正等に係る都道府県知事の許可(78条)は、事後報告・届出・通知とする。

(22) 水防法(昭24法193)

- ・ 指定水防管理団体の水防計画の策定又は変更に係る都道府県知事への協議(32条2項)は、事

後報告・届出・通知とする。

（２３）道路法（昭 27 法 180）

- ・ 都道府県又は市町村が道路管理者である都道府県道又は市町村道について、橋の通行者又は渡船施設の利用者からの料金の徴収に係る国土交通大臣の許可（25 条 1 項）は、事後報告・届出・通知とする。
- ・ 25 条 3 項 5 号又は 6 号に掲げる事項を変更しようとする場合における国土交通大臣の許可（同条 5 項）及び同条 3 項 1 号又は 7 号に掲げる事項を変更しようとする場合（同項 5 号又は 6 号に掲げる事項を併せて変更しようとする場合を除く。）における国土交通大臣への協議（同条 5 項）は、事後報告・届出・通知とする。

（２４）道路整備特別措置法（昭 31 法 7）

- ・ 都道府県道又は市町村道の道路管理者が、当該道路を新設し、又は改築して、料金を徴収する場合における国土交通大臣の許可（18 条 1 項）は、事後報告・届出・通知とする。
- ・ 路線名及び工事の区間、料金又は料金の徴収期間（18 条 2 項 1 号、5 号又は 6 号）に掲げる事項を変更しようとする場合における国土交通大臣の許可（同条 4 項）並びに工事方法及び工事予算（同条 2 項 2 号）を変更しようとする場合（同項 1 号、5 号又は 6 号に掲げる事項を併せて変更しようとする場合を除く。）における国土交通大臣への協議（同条 4 項）は、事後報告・届出・通知とする。
- ・ 都道府県道又は市町村道の道路管理者が、当該道路を新設し、又は改築して、料金を徴収する二以上の道路を一の道路として料金を徴収する場合における国土交通大臣の許可（19 条 1 項）は、事後報告・届出・通知とする。
- ・ 料金又は料金の徴収期間（19 条 2 項 2 号又は 3 号）を変更しようとする場合における国土交通大臣の許可（同条 4 項）は、事後報告・届出・通知とする。
- ・ 料金を徴収する道路の新設又は改築に関する工事を廃止しようとする場合における国土交通大臣への同意を要する協議（21 条 4 項）は、事後報告・届出・通知とする。

（２５）空港法（昭 31 法 80）

- ・ 空港管理者の空港供用規程の策定又は変更に係る国土交通大臣の認可（12 条 2 項）は、事後報告・届出・通知とする。また、空港供用規程の認可の基準の規程を、空港供用規程が本来満たすべき内容に係る規程に置き換えるとともに、地方管理空港以外の空港の空港管理者に対して是正措置を規定する。

（２６）地すべり等防止法（昭 33 法 30）

- ・ 市町村の関連事業計画の作成又は変更に係る都道府県知事への協議（24 条 3 項）は、廃止する。

（２７）地方住宅供給公社法（昭 40 法 124）

- ・ 地方公共団体が地方住宅供給公社に出資しようとする場合における総務大臣への協議（4 条 3 項）は、廃止する。
- ・ 地方住宅供給公社の設立団体の長が地方住宅供給公社の事業計画及び資金計画を承認しようと

する場合における国土交通大臣への協議（27 条 2 項）は、廃止する。

（28）首都圏近郊緑地保全法（昭 41 法 101）

- ・ 管理協定に管理協定区域内の近郊緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項を定める場合における地方公共団体の都県知事（当該土地が指定都市の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市の長）への協議（8 条 4 項）は、事前報告・届出・通知とする。
- ・ 都県の緑地保全計画の策定又は変更に係る国土交通大臣への同意を要する協議（15 条 2 項）は、地方分権改革推進委員会の第 3 次勧告を踏まえて見直す。具体的な見直し措置の内容については、法改正までに結論を得る。

（29）流通業務市街地の整備に関する法律（昭 41 法 110）

- ・ 都道府県知事の基本方針の策定に係る主務大臣への協議（3 条の 2 第 6 項）は、廃止する。

（30）近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭 42 法 103）

- ・ 関係府県知事の保全区域整備計画の策定に係る国土交通大臣への同意を要する協議（3 条 1 項）に関し、当該計画の内容のうち、文化財の保存、緑地の保全又は観光資源の保全若しくは開発に関連して必要とされる道路、公園その他の政令で定める施設の整備に関する事項（4 条 3 号）に係る国土交通大臣への同意を要する協議は、事後報告・届出・通知とし、保全区域の整備の基本構想（同条 1 号）及び土地の利用に関する事項（同条 2 号）に係る国土交通大臣への同意を要する協議は、廃止する。
- ・ 管理協定に管理協定区域内の近郊緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項を定める場合における地方公共団体の府県知事（当該土地が指定都市の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市の長）への協議（9 条 4 項）は、事前報告・届出・通知とする。
- ・ 府県の緑地保全計画の策定又は変更に係る国土交通大臣への同意を要する協議（16 条 2 項）は、地方分権改革推進委員会の第 3 次勧告を踏まえて見直す。具体的な見直し措置の内容については、法改正までに結論を得る。

（31）公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭 42 法 110）

- ・ 地方公共団体が独立行政法人空港周辺整備機構に出資しようとする場合における総務大臣への協議（22 条 4 項）は、廃止する。
- ・ 都道府県知事の空港周辺整備計画の策定に係る関係行政機関の長への協議（40 条 2 項）は、廃止する。

（32）都市再開発法（昭 44 法 38）

- ・ 地方公共団体の特定建築者の決定に係る国土交通大臣又は都道府県知事の承認（99 条の 3 第 3 項）は、廃止する。
- ・ 施設建築物及び施設建築敷地の管理又は使用に関する区分所有者相互間の事項を定める管理規約の策定に係る地方公共団体の国土交通大臣又は都道府県知事への同意を要する協議（133 条 1 項）は、廃止する。

（３３）筑波研究学園都市建設法（昭 45 法 73）

- ・ 茨城県知事の周辺開発地区整備計画の作成に係る国土交通大臣への協議（８条１項）に関し、当該計画の内容のうち、公共施設及び公益的施設の整備に関する事項（７条１項２号）及び農業の近代化のための施設の整備に関する事項（７条１項３号）に係る国土交通大臣への協議は、事後報告・届出・通知とし、人口の規模及び土地の利用に関する事項（７条１項１号）に係る国土交通大臣への協議は、廃止する。

（３４）地方道路公社法（昭 45 法 82）

- ・ 地方公共団体が地方道路公社に出資しようとする場合における総務大臣への協議（４条３項）は、廃止する。

（３５）日本下水道事業団法（昭 47 法 41）

- ・ 地方公共団体が日本下水道事業団に出資しようとする場合における総務大臣への協議（４条５項）は、廃止する。

（３６）新都市基盤整備法（昭 47 法 86）

- ・ 市町村の実施計画の策定又は変更に係る都道府県知事への同意を要する協議（49 条１項）は、事後報告・届出・通知とする。

（３７）都市緑地法（昭 48 法 72）

- ・ 基本計画に特別緑地保全地区内の緑地の保全に関する事項を定める場合における市町村の都道府県知事への同意を要する協議（４条６項）に関し、当該事項の内容のうち、土地の買い入れ及び買い入れた土地の管理に関する事項、管理協定に基づく緑地の管理に関する事項及びその他特別緑地保全地区内の緑地の保全に関し必要な事項（同条２項３号ロ（２）から（４））に係る都道府県知事への同意を要する協議は、地方分権改革推進委員会の第３次勧告を踏まえて見直す。具体的な見直し措置の内容については、法改正までに結論を得る。
- ・ 首都圏近郊緑地保全区域及び近畿圏近郊緑地保全区域（緑地保全地域及び特別緑地保全地区を除く）により制限を受ける区域内の土地について締結する市民緑地契約に市民緑地内の緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項を定める場合における地方公共団体の都道府県知事（当該土地が指定都市の区域内に存する場合にあっては、当該指定都市の長）への協議（55 条５項）は、事前報告・届出・通知とする。

（３８）大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭 50 法 67）

- ・ 施設住宅及びその敷地の管理又は使用に関する区分所有者相互間の事項を定める管理規約の策定に係る市町村の都道府県知事への同意を要する協議（100 条１項）は、廃止する。

（３９）特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法（昭 53 法 26）

- ・ 都道府県知事の航空機騒音対策基本方針の策定に係る国土交通大臣への同意を要する協議（３条６項）に関し、当該方針の内容のうち、航空機の騒音により生ずる障害の防止のために必要な施設、生活環境施設、産業基盤施設その他の施設であって政令で定めるものの整備に関する基本

的事項（同条2項3号）に係る国土交通大臣への同意を要する協議は、事後報告・届出・通知とする。

（40）幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭55法34）

- ・ 指定都市、中核市又は特例市が沿道整備権利移転等促進計画を定めようとする場合において、幹線道路の沿道の整備に関する法律2条2号に規定する土地の全部又は一部が市街化調整区域内にあり、かつ、権利の移転等が行われた後において、都市計画法29条1項又は同法43条1項の規定による許可を要する行為が行われることとなるときの当該沿道整備権利移転等促進計画についての都道府県知事への同意を要する協議（10条の2第4項）は廃止する。

（41）広域臨海環境整備センター法（昭56法76）（環境省と共管）

- ・ その区域の全部又は一部が広域処理対象区域内にある地方公共団体又は広域処理場整備対象港湾の港湾管理者が広域臨海環境整備センターに出資しようとする場合における総務大臣への協議（5条2項）は、廃止する。

（42）地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律（平4法88）（総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省と共管）

- ・ 都道府県の基本計画の策定又は変更に係る主務大臣への協議（4条4項）は、地方分権改革推進委員会の第3次勧告を踏まえて見直す。具体的な見直し措置の内容については、法改正までに結論を得る。

（43）建築物の耐震改修の促進に関する法律（平7法123）

- ・ 都道府県が都道府県耐震改修促進計画に地方住宅供給公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項を記載しようとする場合における当該地方住宅供給公社の設立団体の長の同意（5条4項）は、廃止する。

（44）密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平9法49）

- ・ 延焼等危険建築物を除却すべきことの勧告をしようとする場合における市町村長の関係都道府県知事への協議及び都道府県知事の関係市町村長への協議（13条2項）は、廃止する。
- ・ 地方公共団体の特定建築者の決定に係る国土交通大臣又は都道府県知事の承認（236条3項）は、廃止する。
- ・ 地方公共団体の防災施設建築物及び防災施設建築敷地の管理又は使用に関する区分所有者相互間の事項を定める管理規約の策定に係る国土交通大臣又は都道府県知事への同意を要する協議（277条1項）は、廃止する。
- ・ 建築主事を置かない市町村の市町村長がその他避難経路の整備又は管理に関する事項に建築物に係る事項を定めた避難経路協定を認可する場合における都道府県知事への同意を要する協議（291条2項）は、廃止する。

(45) 中心市街地の活性化に関する法律(平10法92)(内閣官房、内閣府、総務省、農林水産省、経済産業省と共管)

- ・ 市町村が基本計画に地方住宅供給公社による中心市街地共同住宅供給事業の促進に関する業務の実施に関する事項を定めようとする場合における当該地方住宅供給公社の設立団体の長の同意(9条5項)は、廃止する。

(46) マンションの建替えの円滑化等に関する法律(平14法78)

- ・ 市町村長のマンションの建替えに関する勧告に係る都道府県知事への協議(102条3項)は、廃止する。

(47) 景観法(平16法110)

- ・ 市の準景観地区の指定に係る都道府県知事への同意を要する協議(74条4項)は、同意を要しない協議とする。
- ・ 建築物の敷地、位置、規模、構造、用途又は建築設備に関する基準を定めた景観協定を建築主事を置かない市町村である景観行政団体の長が認可しようとする場合における都道府県知事への同意を要する協議(83条2項)は、同意を要しない協議とする。

(48) 都市鉄道等利便増進法(平17法41)

- ・ 都道府県の交通結節機能高度化構想の作成又は変更(12条1項、4項)に係る国土交通大臣の関与のあり方及び関与の範囲について、地方分権改革推進委員会の第3次勧告を踏まえて見直す。具体的な見直し措置の内容については、法改正までに結論を得る。

(49) 地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法(平17法79)

- ・ 市の地域住宅計画に特定優良賃貸住宅の整備に関する事業に関する事項を記載する場合における都道府県知事への同意を要する協議(6条5項)は、廃止する。

(50) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平18法91)

- ・ 市町村が国道に係る道路特定事業を実施しようとする場合における主務大臣の認可(32条3項)は、同意を要する協議とする。
- ・ 建築主事を置かない市町村の市町村長の移動等円滑化経路協定の認可に係る都道府県知事への同意を要する協議(43条2項)は、廃止する。

なお、平成26年3月31日限り失効することとされている奄美群島振興開発特別措置法(昭29法189)については、この法律の失効後仮に法的措置がなされる場合には、地方分権改革推進委員会の第3次勧告に沿って義務付け・枠付けを見直す。

〔環境省〕

（５１）温泉法（昭 23 法 125）

- ・ 都道府県知事が、温泉を工業用に利用する目的で土地を掘削する者に対して許可を行う場合及び工業用に利用する目的で温泉を採取する者に対して温泉の採取の制限を命ずる場合における経済産業局長への協議（３条３項及び12条２項）は、廃止する。

（５２）自然公園法（昭 32 法 161）

- ・ 地方公共団体及び政令で定めるその他の公共団体の国立公園に関する公園事業の一部を執行する場合における環境大臣への同意を要する協議（10条２項）は、同意を要しない協議とする。
- ・ 都道府県以外の地方公共団体及び政令で定めるその他の公共団体の国定公園に関する公園事業の一部を執行する場合における都道府県知事への同意を要する協議（16条２項）は、同意を要しない協議とする。
- ・ 国定公園内の特別地域、特別保護地区及び海域公園地区において国定公園の風致、景観に及ぼす影響その他の事情を考慮して環境省令で定める行為について都道府県知事が許可を行う場合における環境大臣への同意を要する協議（20条５項、21条５項、22条５項）は、同意を要しない協議とする。
- ・ 国定公園内において国定公園の風致又は景観に及ぼす影響その他の事情を考慮して環境省令で定める行為に係る協議を都道府県知事が受けた場合における環境大臣への同意を要する協議（68条２項）は同意を要しない協議とする。

（５３）自然環境保全法（昭 47 法 85）

- ・ 地方公共団体が原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域に関する保全事業の一部を執行する場合における環境大臣への同意を要する協議（16条２項及び24条２項）は、同意を要しない協議とする。
- ・ 地方公共団体が原生自然環境保全地域（立入制限地区を含む。）内において許可を要する行為をしようとする場合における環境大臣への同意を要する協議（21条１項）は、同意を要しない協議とする。

（５４）瀬戸内海環境保全特別措置法（昭 48 法 110）

- ・ 関係府県知事の瀬戸内海の環境の保全に関する府県計画の策定に係る環境大臣への同意を要する協議（４条２項）は、同意を要しない協議とする。

（５５）湖沼水質保全特別措置法（昭 59 法 61）

- ・ 都道府県知事の湖沼水質保全計画の策定に係る環境大臣への同意を要する協議（４条５項）は、同意を要しない協議とする。

（５６）絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平 4 法 75）

- ・ 地方公共団体が学術研究又は繁殖の目的その他環境省令で定める目的で環境大臣の許可の対象となる国内希少野生動植物種等の生きている個体の捕獲等を行う場合における環境大臣への同

意を要する協議（54条2項）は、同意を要しない協議とする。

（57）環境基本法（平5法91）

- ・ 関係都道府県知事の公害防止計画の作成に係る環境大臣への同意を要する協議（17条3項）に関し、当該計画の内容のうち、公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律による財政上の特例措置に係る部分（公害防止対策事業に係る国の負担又は補助の割合の特例等（同法3条）、公害の防止のための事業に係る地方債（同法4条）又は元利償還金の基準財政需要額への算入（同法5条））以外の部分に係る環境大臣への同意を要する協議は、廃止する。

（58）鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平14法88）

- ・ 地方公共団体が国指定鳥獣保護区において保全事業の一部を行う場合における環境大臣への同意を要する協議（28条の2第3項）は、同意を要しない協議とする。
- ・ 都道府県以外の地方公共団体の都道府県指定鳥獣保護区における保全事業の一部を行う場合における都道府県知事への同意を要する協議（28条の2第4項）は、同意を要しない協議とする。

3 計画等の策定及びその手続の見直し

〔内閣官房〕

（１）構造改革特別区域法（平 14 法 189）

- ・ 地方公共団体の構造改革特別区域計画の作成に係る内閣総理大臣の認定（４条１項）又は認定構造改革特別区域計画の変更に係る内閣総理大臣の認定（６条１項）に関し、当該計画の内容のうち、構造改革特別区域の名称及び特性、構造改革特別区域計画の意義及び目標、構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果並びに構造改革特別区域計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項（４条２項１号（ただし、構造改革特別区域の範囲を除く。）、２号、３号及び６号）に係る内閣総理大臣の認定は、廃止する。
- ・ 構造改革特別区域計画の内容のうち、構造改革特別区域の名称及び特性、構造改革特別区域計画の意義及び目標、構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果並びに構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項に係る規定（４条２項１号（ただし、構造改革特別区域の範囲を除く。）、２号、３号及び６号）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 協力地方公共団体の公私協力基本計画の内容のうち、教育目標に関する事項並びにその他公私協力学校の設置及び運営に関する重要事項として文部科学省令で定めるものに係る規定（20 条 4 項 1 号及び 6 号）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

（２）地域再生法（平 17 法 24）（内閣府、財務省、農林水産省、国土交通省、環境省と共管）

- ・ 地方公共団体の地域再生計画の策定に係る内閣総理大臣の認定（５条１項）又は認定地域再生計画の変更に係る内閣総理大臣の認定（７条１項）に関し、当該計画の内容のうち、地域再生計画の目標、内閣府令で定める事項及び地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項（５条２項２号、５号及び６号）に係る内閣総理大臣の認定は、廃止する。
- ・ 地域再生計画の内容のうち、地域再生計画の目標、内閣府令で定める事項及び地域再生計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項に係る規定（５条２項２号、５号及び６号）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

〔内閣府〕

（３）災害対策基本法（昭 36 法 223）（総務省と共管）

- ・ 都道府県地域防災計画の内容のうち、都道府県の地域に係る防災に関し都道府県防災会議が必要と認める事項に係る規定（40 条 2 項 4 号）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。また、都道府県の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防並びに災害復旧に関する事項別の計画に係る規定（同項 2 号（ただし、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策を除く。））についても、地方分権改革推進委員会の第 3 次勧告に沿って見直すよう努め、法改正までに結論を得る。
- ・ 市町村地域防災計画の内容のうち、市町村の地域に係る防災に関し市町村防災会議が必要と認

める事項に係る規定（42 条 2 項 4 号）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。また、市町村の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防並びに災害復旧に関する事項別の計画に係る規定（同項 2 号（ただし、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策を除く。））についても、地方分権改革推進委員会の第 3 次勧告に沿って見直すよう努め、法改正までに結論を得る。

（４）交通安全対策基本法（昭 45 法 110）

- ・ 市町村交通安全計画の作成義務に係る規定（26 条 1 項）は、「できる」規定化又は努力義務化する。
- ・ 市町村交通安全計画の内容に係る規定（26 条 3 項）は、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 市町村交通安全計画の要旨の公表に係る規定（26 条 5 項）は、努力・配慮義務化する。
- ・ 市町村交通安全実施計画の作成義務に係る規定（26 条 4 項）は、「できる」規定化又は努力義務化する。

（５）活動火山対策特別措置法（昭 48 法 61）（農林水産省と共管）

- ・ 関係都道府県の避難施設緊急整備計画の内容のうち、政令で定める事項に係る規定（4 条 5 号）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 都道府県の防災営農施設整備計画の作成義務に係る規定（8 条 1 項）は、「できる」規定化又は努力義務化する。
- ・ 都道府県の防災林業経営施設整備計画の作成義務に係る規定（8 条 2 項）は、「できる」規定化又は努力義務化する。
- ・ 都道府県の防災漁業経営施設整備計画の作成義務に係る規定（8 条 3 項）は、「できる」規定化又は努力義務化する。

（６）大規模地震対策特別措置法（昭 53 法 73）（総務省と共管）

- ・ 地震防災強化計画の策定義務に係る規定（6 条 1 項（ただし、地震防災応急対策に係る措置に関する事項に係る部分を除く。））は、廃止、「できる」規定化又は努力義務化する。
- ・ 地震防災強化計画の内容のうち、大規模な地震に係る防災訓練に関する事項その他当該大規模な地震に係る地震防災上重要な対策に関する事項で政令で定めるものに係る規定（6 条 1 項 3 号）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

（７）地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭 55 法 63）

- ・ 地震対策緊急整備事業計画の作成義務に係る規定（2 条 1 項）は、「できる」規定化する。
[措置済み（地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律（平 22 法 12））]

(8) 地震防災対策特別措置法（平 7 法 111）（文部科学省と共管）

- ・ 都道府県の地震防災緊急事業五箇年計画の内容のうち、地震防災上緊急に整備すべき施設等であって政令で定めるものに係る規定（3 条 1 項 20 号）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

(9) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平 11 法 117）

- ・ 地方公共団体の長である公共施設等の管理者等の特定事業の実施に関する方針の策定義務に係る規定（5 条 1 項）は、廃止、「できる」規定化又は努力義務化する。
- ・ 地方公共団体の長である公共施設等の管理者等の特定事業の実施に関する方針の内容のうち、その他特定事業の実施に関し必要な事項に係る規定（5 条 2 項 8 号）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 地方公共団体の長である公共施設等の管理者等の特定事業の実施に関する方針の公表に係る規定（5 条 3 項）は、廃止又は努力・配慮義務化する。

(10) 東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平 14 法 92）（総務省と共管）

- ・ 東南海・南海地震防災対策推進計画の策定義務に係る規定（6 条 1 項）は、廃止、「できる」規定化又は努力義務化する。
- ・ 東南海・南海地震防災対策推進計画の内容のうち、東南海・南海地震に伴い発生する津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項、東南海・南海地震に係る防災訓練に関する事項その他東南海・南海地震に係る地震防災上重要な対策に関する事項で政令で定めるものに係る規定（6 条 1 項 2 号）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

(11) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（総務省と共管）（平 16 法 27）

- ・ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画の策定義務に係る規定（6 条 1 項）は、廃止、「できる」規定化又は努力義務化する。
- ・ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画の内容のうち、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る防災訓練に関する事項その他日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災上重要な対策に関する事項で政令で定めるものに係る規定（6 条 1 項 2 号）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

(12) 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平 18 法 51）

- ・ 地方公共団体の官民競争入札又は民間競争入札の実施に関する方針の作成義務に係る規定（8 条 1 項）は、廃止、「できる」規定化又は努力義務化する。
- ・ 官民競争入札又は民間競争入札の実施に関する方針の内容のうち、競争の導入による公共サービスの改革の意義及び目標に関する事項並びに競争の導入による公共サービスの改革の実施に関し必要な事項に係る規定（8 条 2 項 1 号及び 4 号）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

- ・ 官民競争入札又は民間競争入札の実施に関する方針を作成する場合における民間事業者の意見の聴取に係る規定（８条３項）は、廃止又は努力・配慮義務化する。
- ・ 地方公共団体が実施している特定公共サービスの内容その他の参考となる情報の公表に係る規定（８条４項）は、廃止又は努力・配慮義務化し、当該公表の方法に係る規定（同項）は、廃止又は例示化する。
- ・ 官民競争入札又は民間競争入札の実施に関する方針の公表に係る規定（８条５項）は、廃止又は努力・配慮義務化する。
- ・ 地方公共団体の官民競争入札実施要項の策定義務に係る規定（１６条１項）は、廃止、「できる」規定化又は努力義務化する。
- ・ 官民競争入札実施要項の内容に係る規定（１６条２項から４項）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 地方公共団体の民間競争入札実施要項の策定義務に係る規定（１８条１項）は、廃止、「できる」規定化又は努力義務化する。
- ・ 民間競争入札実施要項の内容に係る規定（１８条２項から４項）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

なお、平成 24 年 3 月 31 日限り失効することとされている沖縄振興特別措置法（平 14 法 14）及び沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律（平 7 法 102）については、これらの法律の失効後仮に法的措置がなされる場合には、地方分権改革推進委員会の第 3 次勧告に沿って義務付け・枠付けを見直す。

〔警察庁〕

（１３）高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平 18 法 91）

- ・ 都道府県公安委員会の交通安全特定事業計画の公表に係る規定（36 条 5 項）は、廃止又は努力・配慮義務化する。

〔厚生労働省〕

（１４）地域保健法（昭 22 法 101）

- ・ 都道府県の人材確保支援計画の内容のうち、特定町村の地域保健対策を円滑に実施するための人材の確保又は資質の向上の基本的方針に関する事項及び特定町村の地域保健対策を円滑に実施するための人材の確保又は資質の向上に関し都道府県が必要と認める事項に係る規定（21 条 2 項 2 号及び 4 号）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

（１５）児童福祉法（昭 22 法 164）

- ・ 都道府県の児童委員の研修に関する計画の作成義務に係る規定（18 条の 2）は、廃止、「できる」規定化又は努力義務化する。
- ・ 特定市町村の市町村保育計画及び特定都道府県の都道府県保育計画の公表に係る規定（56 条の 8 第 3 項及び 56 条の 9 第 3 項）は、廃止又は努力・配慮義務化する。

- ・ 特定市町村の市町村保育計画及び特定都道府県の都道府県保育計画の実施の状況の公表に係る規定（56条の8第4項及び56条の9第5項）は、廃止又は努力・配慮義務化し、当該公表の方法に係る規定（同項）は、廃止又は例示化する。

（１６）民生委員法（昭23法198）

- ・ 都道府県の民生委員の指導訓練に関する計画の樹立義務に係る規定（18条）は、廃止、「できる」規定化又は努力義務化する。

（１７）社会福祉法（昭26法45）

- ・ 都道府県並びに指定都市及び中核市の長が指導監督を行うために必要な計画の樹立義務に係る規定（20条）は、廃止、「できる」規定化又は努力義務化する。
- ・ 市町村地域福祉計画を策定又は変更する場合における住民の意見を反映させるために必要な措置に係る規定（107条）は、廃止又は努力・配慮義務化する。
- ・ 都道府県地域福祉支援計画を策定又は変更する場合における公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるために必要な措置に係る規定（108条）は、廃止又は努力・配慮義務化する。
- ・ 市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の公表に係る規定（107条、108条）は、廃止又は努力・配慮義務化する。

（１８）安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭31法160）

- ・ 都道府県献血推進計画の公表に係る規定（10条5項）は、廃止又は努力・配慮義務化する。

（１９）国民健康保険法（昭33法192）

- ・ 指定市町村の国民健康保険事業の運営の安定化に関する計画の策定義務に係る規定（68条の2第3項）は、廃止する。
[措置済み（医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平22法35））]

（２０）老人福祉法（昭38法133）

- ・ 市町村老人福祉計画の内容のうち、老人福祉事業の量の確保のための方策及びその他老人福祉事業の供給体制の確保に関し必要な事項に係る規定（20条の8第2項2号及び3号）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 市町村老人福祉計画を策定する場合における勘案すべき事情に係る規定（20条の8第5項）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 市町村老人福祉計画を策定又は変更する場合における都道府県の意見の聴取に係る規定（20条の8第8項）に関し、当該計画の内容のうち、老人福祉事業の量の確保のための方策及び供給体制の確保に関し必要な事項（同条2項2号及び3号）に係る都道府県の意見の聴取は、廃止する。
- ・ 都道府県老人福祉計画の内容のうち、老人福祉施設の整備及び老人福祉施設相互間の連携のために講ずる措置に関する事項、老人福祉事業に従事する者の確保又は資質の向上のために講ずる措置に関する事項並びにその他老人福祉事業の供給体制の確保に関し必要な事項に係る規定（20

条の9第2項2号から4号)は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

(21) 母子及び寡婦福祉法(昭39法129)

- ・ 都道府県等の母子家庭及び寡婦自立促進計画を策定又は変更する場合における母子福祉団体以外の関係者の意見を反映させるために必要な措置に係る規定(12条1項)は、廃止又は努力・配慮義務化する。
- ・ 母子家庭及び寡婦自立促進計画の公表に係る規定(12条1項)は、廃止又は努力・配慮義務化する。

(22) 職業能力開発促進法(昭44法64)

- ・ 都道府県職業能力開発計画の策定義務に係る規定(7条1項)は、廃止、「できる」規定化又は努力義務化する。
- ・ 都道府県職業能力開発計画の案を作成する場合における事業主及び労働者以外の関係者の意見を反映させるために必要な措置に係る規定(7条2項)は、廃止又は努力・配慮義務化する。
- ・ 都道府県職業能力開発計画の内容に係る規定(7条3項により準用する5条2項)は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 都道府県職業能力開発計画の公表に係る規定(7条3項により準用する5条6項)は、廃止又は努力・配慮義務化する。

(23) 勤労青少年福祉法(昭45法98)

- ・ 都道府県勤労青少年福祉事業計画の内容に係る規定(7条3項により準用する6条2項)は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 都道府県勤労青少年福祉事業計画の概要の公表に係る規定(7条3項により準用する6条5項)は、廃止又は努力・配慮義務化する。

(24) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭57法80)

- ・ 都道府県医療費適正化計画の内容のうち、住民の健康の保持の推進に係る目標に関する事項、医療の効率的な提供に係る目標に関する事項、目標達成のために都道府県が取り組むべき施策に関する事項、目標達成のための保険者、医療機関その他の関係者の連携及び協力に関する事項並びに当該都道府県における医療に要する費用の調査及び分析に関する事項並びに計画の達成状況の評価に関する事項並びに医療費適正化の推進のために都道府県が必要と認める事項に係る規定(9条2項1号から5号、7号及び8号)は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 都道府県医療費適正化計画の公表に係る規定(9条5項)は、廃止又は努力・配慮義務化する。

(25) 地域雇用開発促進法(昭62法23)

- ・ 都道府県の地域雇用開発計画の内容のうち、雇用開発促進地域における労働力の需給状況その他雇用の動向に関する事項及び雇用開発促進地域の地域雇用開発の目標に関する事項に係る規定(5条2項2号及び3号)は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 市町村又は都道府県の地域雇用創造計画の内容のうち、自発雇用創造地域における労働力の需

給状況その他雇用の動向に関する事項、自発雇用創造地域の地域雇用開発の目標に関する事項及び地域雇用創造協議会に関する事項に係る規定（６条２項２号、３号及び５号）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

- ・ 市区町村の長（特別区の区長を含む。）又は都道府県知事が地域雇用創造計画の案を作成する場合における地域雇用創造協議会の議を経る義務に係る規定（６条３項）は、廃止又は努力・配慮義務化する。
- ・ 市区町村の長が地域雇用創造計画の案を作成する場合における関係都道府県知事の意見の聴取（６条４項）は、廃止する。

（２６）地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律（平元法 64）

- ・ 市町村整備計画の内容のうち、日常生活圏域ごとの当該区域又は当該市町村の区域における公的介護施設等の整備に関する目標、目標を達成するために日常生活圏域又は当該市町村の区域において実施する必要があるものとして厚生労働省令で定める事業及びその他厚生労働省令で定める事項に係る規定（４条２項１号（計画期間に係る部分を除く。）、２号ハ及び３号）は、廃止、例示化又は、目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 市町村整備計画の公表に係る規定（４条４項）は、廃止又は努力・配慮義務化する。

（２７）水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律（平 6 法 8）

- ・ 都道府県計画の内容のうち、地域水道原水水質保全事業の実施に際し配慮すべき重要事項に係る規定（５条４項５号）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 都道府県計画の公表に係る規定（５条８項）は、廃止又は努力・配慮義務化する。

（２８）林業労働力の確保の促進に関する法律（平 8 法 45）（農林水産省と共管）

- ・ 都道府県の林業労働力の確保の促進に関する基本計画の内容のうち、林業における経営及び雇用の動向に関する事項、林業労働力の確保の促進に関する方針並びにその他林業労働力の確保の促進に関する事項に係る規定（４条２項１号、２号及び５号）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

（２９）介護保険法（平 9 法 123）

- ・ 市町村介護保険事業計画の内容のうち、各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策、各年度における地域支援事業に要する費用の額及び地域支援事業の見込量の確保のための方策、指定居宅サービスの事業、指定地域密着型サービスの事業又は指定居宅介護支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービス（介護給付に係るものに限る。）の円滑な提供を図るための事業に関する事項、指定介護予防サービスの事業、指定地域密着型介護予防サービスの事業又は指定介護予防支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービス（予防給付に係るものに限る。）の円滑な提供及び地域支援事業の円滑な実施を図るための事業に関する事項並びにその他介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図るために市町村が必要と認める事項に係る規定（117 条２項１号、２号（量の見込みに係る部分を除く。）、３号から５号）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

- ・ 市町村介護保険事業計画を策定又は変更する場合における都道府県の意見の聴取に係る規定（117 条 7 項）に関し、当該計画の内容のうち、各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策、各年度における地域支援事業に要する費用の額及び地域支援事業の見込量の確保のための方策、指定居宅サービスの事業、指定地域密着型サービスの事業又は指定居宅介護支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービス（介護給付に係るものに限る。）の円滑な提供を図るための事業に関する事項、指定介護予防サービスの事業、指定地域密着型介護予防サービスの事業又は指定介護予防支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービス（予防給付に係るものに限る。）の円滑な提供及び地域支援事業の円滑な実施を図るための事業に関する事項並びにその他介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図るために市町村が必要と認める事項（同条 2 項 1 号、2 号（量の見込みに係る部分を除く。）、3 号から 5 号）に係る都道府県の意見の聴取は、廃止する。
- ・ 都道府県介護保険事業支援計画の内容のうち、介護保険施設その他の介護給付等対象サービスを提供するための施設における生活環境の改善を図るための事業に関する事項、介護サービス情報の公表に関する事項、介護支援専門員その他の介護給付等対象サービス及び地域支援事業に従事する者の確保又は資質の向上に資する事業に関する事項、介護保険施設相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービスの円滑な提供を図るための事業に関する事項並びにその他介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を支援するために都道府県が必要と認める事項に係る規定（118 条第 2 項 2 号から 6 号）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

（３０）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平 10 法 114）

- ・ 都道府県の予防計画の内容のうち、感染症に関する研究の推進、人材の養成、知識の普及その他地域の実情に即した感染症の予防のための施策に関する重要事項に係る規定（10 条 2 項 4 号）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 予防計画の公表に係る規定（10 条 5 項）は、廃止又は努力・配慮義務化する。

（３１）健康増進法（平 14 法 103）

- ・ 都道府県健康増進計画及び市町村健康増進計画の公表に係る規定（8 条 3 項）は、廃止又は努力・配慮義務化する。

（３２）次世代育成支援対策推進法（平 15 法 120）

- ・ 市町村行動計画及び都道府県行動計画の公表に係る規定（8 条 5 項及び 9 条 5 項）は、廃止又は努力・配慮義務化する。
- ・ 市町村行動計画及び都道府県行動計画に基づく措置の実施の状況の公表に係る規定（8 条 6 項及び 9 条 6 項）は、廃止又は努力・配慮義務化し、当該公表の方法に係る規定（同項）は、廃止又は例示化する。

（３３）障害者自立支援法（平 17 法 123）

- ・ 市町村障害福祉計画の内容のうち、各年度における指定障害福祉サービス又は指定相談支援の

種類ごとの必要な見込量の確保のための方策、地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項及びその他障害福祉サービス、相談支援及び市町村の地域生活支援事業の提供体制の確保に関し必要な事項に係る規定（88条2項2号から4号）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

- ・ 市町村障害福祉計画を策定又は変更する場合における住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずる義務に係る規定（88条5項）は、廃止又は努力・配慮義務化する。
- ・ 市町村障害福祉計画を策定又は変更する場合における都道府県の意見の聴取に係る規定（88条7項）に関し、当該計画の内容のうち、各年度における指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策、地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項並びにその他障害福祉サービス、相談支援及び市町村の地域生活支援事業の提供体制の確保に関し必要な事項（同条2項2号から4号）に係る都道府県の意見の聴取は、廃止する。
- ・ 都道府県障害福祉計画の内容のうち、都道府県が定める区域ごとの指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策及び指定障害福祉サービス又は指定相談支援に従事する者の確保又は資質の向上のために講ずる措置に関する事項、指定障害者支援施設の施設障害福祉サービスの質の向上のために講ずる措置に関する事項、地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項並びにその他障害福祉サービス、相談支援及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の確保に関し必要な事項に係る規定（89条2項2号、3号及び5号から7号）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

（34）がん対策基本法（平18法98）

- ・ 都道府県がん対策推進計画の公表に係る規定（11条3項）は、廃止又は努力・配慮義務化する。
- ・ 都道府県がん対策推進計画に関し、少なくとも5年ごとに検討を加え、必要があると認めるときにこれを変更する義務に係る規定（11条4項）は、廃止、「できる」規定化又は努力義務化する。

（35）救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法（平19法103）

- ・ 都道府県が医療計画に救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保について定める場合の当該医療計画の内容のうち、都道府県において達成すべき救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に係る目標に関する事項及び関係者の連携に関する事項に係る規定（5条1項1号及び3号）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

〔農林水産省〕

（36）競馬法（昭23法158）

- ・ 都道府県又は指定市町村の競馬活性化計画の内容のうち、競馬活性化計画の目標及びその他農林水産省令で定める事項に係る規定（23条の7第2項1号及び7号）は、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

（37）農業改良助長法（昭23法165）

- ・ 都道府県の実施方針の内容のうち、その他協同農業普及事業の実施に関する事項（7条6項5

号) は、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

(38) 森林病虫害等防除法(昭25法53)

- ・ 都道府県の樹種転換促進指針の公表に係る規定(7条の6第4項)は、努力・配慮義務化する。
- ・ 市町村の地区実施計画の内容に係る規定(7条の10第2項)は、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

(39) 漁港漁場整備法(昭25法137)

- ・ 地方公共団体が特定漁港漁場整備事業計画を策定する場合における案の縦覧の期間に係る規定(17条4項)は、例示化する。

(40) 家畜改良増殖法(昭25法209)

- ・ 都道府県の家畜改良増殖計画の内容のうち、その他家畜の改良増殖を図るために必要な事項(3条の3第2項9号)は、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 家畜改良増殖計画の公表に係る規定(3条の3第4項)は、努力・配慮義務化する。

(41) 森林法(昭26法249)

- ・ 都道府県の地域森林計画の内容のうち、その他必要な事項に係る規定(5条2項8号、39条の4第1項3号)は、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 地域森林計画を策定又は変更する場合における案の縦覧の期間に係る規定(6条1項)は、例示化する。
- ・ 市町村森林整備計画の内容のうち、林業に従事する者の養成及び確保に関する事項、森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項、林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項及びその他森林の整備のために必要な事項(10条の5第2項8号、9号、11号及び12号)は、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 市町村森林整備計画を策定する場合における当該計画に係る案の関係森林管理局長からの意見の聴取(10条の5第6項)は、努力義務化する。

(42) 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭29法182)

- ・ 都道府県計画の内容のうち、酪農及び肉用牛生産の近代化に関する方針並びにその他酪農及び肉用牛生産の近代化を図るために必要な事項(2条の3第2項1号及び7号)は、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 都道府県計画の公表に係る規定(2条の3第5項)は、努力・配慮義務化する。
- ・ 市町村計画の内容のうち、酪農及び肉用牛生産の近代化に関する方針並びにその他酪農及び肉用牛生産の近代化を図るために必要な事項に係る規定(2条の4第2項1号及び7号)は、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

(43) 果樹農業振興特別措置法(昭36法15)

- ・ 都道府県の果樹農業振興計画の内容のうち、果樹農業の振興に関する方針、土地改良その他生産基盤の整備に関する事項、果実の集荷、貯蔵又は販売の共同化その他果実の流通の合理化に関

する事項、果実の加工の合理化に関する事項及びその他必要な事項（2条の3第2項1号、4号から7号）は、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

- ・ 果樹農業振興計画の内容に係る規定（2条の3第3項）は、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

（44）山村振興法（昭40法64）（総務省、国土交通省と共管）

- ・ 都道府県の山村振興基本方針の策定義務に係る規定（7条の2第1項）は、「できる」規定化又は努力義務化する。
- ・ 山村振興基本方針の内容に係る規定（7条の2第2項）は、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 市町村の山村振興計画の策定義務に係る規定（8条1項）は、「できる」規定化又は努力義務化する。

（45）野菜生産出荷安定法（昭41法103）

- ・ 野菜指定産地の区域を管轄する都道府県の生産出荷近代化計画の概要の公表に係る規定（8条1項）は、努力義務化する。
- ・ 生産出荷近代化計画の内容のうち、土地改良、作付地の集団化、農作業の機械化その他生産の近代化に関する事項及び集荷、選別、保管又は輸送の共同化、規格の統一その他出荷の近代化に関する事項（8条2項2号及び3号）は、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 生産出荷近代化計画の変更の概要の公表に係る規定（9条1項）は、努力・配慮義務化する。

（46）農業振興地域の整備に関する法律（昭44法58）

- ・ 都道府県の農業振興地域整備基本方針の公表に係る規定（4条7項）は、努力・配慮義務化する。
- ・ 市町村が農業振興地域整備計画を策定する場合における案の縦覧の期間に係る規定（11条1項）は、例示化する。

（47）海洋水産資源開発促進法（昭46法60）

- ・ 都道府県の沿岸水産資源開発計画の策定義務に係る規定（7条1項）は、「できる」規定化又は努力義務化する。

（48）農村地域工業等導入促進法（昭46法112）（厚生労働省、経済産業省、国土交通省と共管）

- ・ 都道府県の農村地域工業等導入基本計画の内容のうち、農村地域に導入される工業等への農業従事者の就業の目標、農村地域への工業等の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標及びその他必要な事項（4条2項2号、3号及び9号）は、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 都道府県又は市町村の農村地域工業等導入実施計画の内容のうち、導入される工業等への農業従事者の就業の目標、工業等の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標及びその他必要な事項（5条3項3号、4号及び10号）は、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 農村地域工業等導入実施計画の概要の公表に係る規定（5条9項）は、努力・配慮義務化する。

(49) 沿岸漁場整備開発法(昭49法49)

- ・ 都道府県の基本計画の内容のうち、水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に係る技術の開発に関する事項、その種苗の生産及び放流又はその育成を推進することが適当な水産動物の種類に属する水産動物の放流後の成育、分布及び採捕に係る調査に関する事項、その他水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関し必要な事項(7条の2第2項5号から7号)は、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 基本計画の公表に係る規定(7条の2第6項)は、努力・配慮義務化する。

(50) 地力増進法(昭59法34)

- ・ 都道府県の地力増進対策指針の策定義務に係る規定(6条1項)は、「できる」規定化又は努力義務化する。
- ・ 地力増進対策指針の内容に係る規定(6条2項)は、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 地力増進対策指針を策定する場合における関係市町村及び関係農業者の組織する団体の意見の聴取に係る規定(6条3項)は、努力義務化する。
- ・ 地力増進対策指針の公表に係る規定(6条4項)は、努力・配慮義務化する。

(51) 集落地域整備法(昭62法63)(国土交通省と共管)

- ・ 都道府県の集落地域整備基本方針の策定義務に係る規定(4条1項)は、「できる」規定化又は努力義務化する。
- ・ 集落地域整備基本方針の内容のうち、集落地域の整備又は保全の目標、集落地域における土地利用に関する基本的事項、集落地域における農用地及び農業用施設等の整備その他良好な営農条件の確保に関する基本的事項、集落地域における公共施設の整備及び良好な居住環境の整備に関する基本的事項並びにその他必要な事項(4条2項2号から6号)は、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 集落地域整備基本方針の公表に係る規定(4条7項)は、努力・配慮義務化する。
- ・ 市町村の集落農業振興地域整備計画の内容のうち、当該計画の区域内における土地の農業上の効率的な利用に関する事項及び同区域内における農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第2号、第4号及び第6号に掲げる事項に係る規定(7条2項2号及び3号)は、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

(52) 市民農園整備促進法(平2法44)(国土交通省と共管)

- ・ 都道府県の基本方針の策定義務に係る規定(3条1項)は、「できる」規定化又は努力義務化する。
- ・ 基本方針の内容のうち、市民農園の整備の基本的な方向及びその他必要な事項に係る規定(3条2項1号及び5号)は、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 基本方針の変更に係る規定(3条5項)は、「できる」規定化又は努力義務化する。

(53) 獣医療法(平4法46)(財務省と共管)

- ・ 都道府県計画の内容のうち、獣医師の確保に関する目標、相互の機能及び業務の連携を行う施

設の内容及びその方針、診療上必要な技術の研修の実施その他の獣医療に関する技術の向上に関する事項並びにその他獣医療を提供する体制の整備に関し必要な事項に係る規定（11条2項2号、4号から6号）は、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

（５４）特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平５法72）（総務省、経済産業省、国土交通省と共管）

- ・ 特定農山村地域である市町村の農林業等活性化基盤整備計画の内容のうち、農林業その他の事業の活性化の目標及びその他主務省令で定める事項に係る規定（４条２項１号及び４号）は、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 農林業等活性化基盤整備計画における農林業等活性化基盤整備促進事業の実施に関する事項（４条２項２号）のうち農林地所有権移転等促進事業に係る事項について、農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針及びその他農林水産省令で定める事項に係る規定（同条３項１号及び４号）は、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

（５５）農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平６法46）

- ・ 都道府県の基本方針の策定義務に係る規定（４条１項）は、「できる」規定化又は努力義務化する。
- ・ 基本方針の内容のうち、農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する基本的な事項、整備地区における農用地その他の農業資源の保健機能の増進を図るための農用地等その他の土地の利用に関する事項、整備地区における農作業体験施設等の整備に関する事項及びその他必要な事項（４条２項１号、３号から５号）は、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 基本方針の公表に係る規定（４条５項）は、努力・配慮義務化する。
- ・ 基本方針の変更に係る規定（４条６項）は、「できる」規定化又は努力義務化する。
- ・ 市町村計画の内容のうち、整備地区における農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する方針、整備地区における農用地その他の農業資源の保健機能の増進を図るための農用地等その他の土地の利用に関する事項、整備地区における農作業体験施設等の整備に関する事項及びその他必要な事項（５条２項２号から５号）は、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

（５６）青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平７法2）

- ・ 都道府県の就農促進方針の策定義務に係る規定（３条１項）は、「できる」規定化又は努力義務化する。
- ・ 就農促進方針の内容のうち、青年等の就農促進に関する基本的な方向に係る規定（３条２項１号）は、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 就農促進方針の変更に係る規定（３条３項）は、「できる」規定化又は努力義務化する。

（５７）優良田園住宅の建設の促進に関する法律（平10法41）（国土交通省と共管）

- ・ 市町村の基本方針の内容のうち、優良田園住宅の建設の促進に関する基本的な方向、自然環境の保全との調和、農林漁業の健全な発展との調和その他優良田園住宅の建設の促進に際し配慮すべき事項及びその他必要な事項に係る規定（３条２項１号、４号及び５号）は、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

(58) 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律 (平 11 法 110)

- ・ 都道府県の導入指針の策定義務に係る規定 (3 条 1 項) は、「できる」規定化又は努力義務化する。
- ・ 導入指針の内容のうち、その他必要な事項に係る規定 (3 条 2 項 3 号) は、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 導入指針の変更に係る規定 (3 条 3 項) は、「できる」規定化又は努力義務化する。

(59) 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律 (平 11 法 112)

- ・ 都道府県計画の内容のうち、家畜排せつ物の利用の目標、家畜排せつ物の利用の促進に関する技術の研修の実施その他の技術の向上に関する事項及びその他家畜排せつ物の利用の促進に必要な事項に係る規定 (8 条 2 項 1 号、3 号及び 4 号) は、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

(60) 有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律 (平 14 法 120) (環境省と共管)

- ・ 関係県の県計画の公表に係る規定 (5 条 7 項) は、努力・配慮義務化する。

(61) 有機農業の推進に関する法律 (平 18 法 112)

- ・ 都道府県の推進計画の公表に係る規定 (7 条 2 項) は、努力・配慮義務化する。

(62) 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律 (平 19 法 48)

- ・ 都道府県又は市町村の活性化計画の内容のうち、活性化計画の目標、当該目標を達成するために必要な事業及び当該事業と一体となって効果を増大させるために必要な事業又は事務に関する事項に係る他の地方公共団体との連携に関する事項並びにその他農林水産省令で定める事項に係る規定 (5 条 2 項 2 号、5 号及び 7 号) は、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 活性化計画の公表に係る規定 (5 条 10 項) は、努力・配慮義務化する。

〔経済産業省〕

(63) 発電用施設周辺地域整備法 (昭 49 法 78) (文部科学省と共管)

- ・ 都道府県の利便性向上等事業計画の内容のうち、主務省令で定める事項に係る規定 (10 条 2 項) は廃止する。

(64) 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律 (平 11 法 18)

- ・ 都道府県等の事業環境整備構想の内容のうち、地域産業資源を活用して行う事業環境の整備の意義に関する事項に係る規定 (25 条 2 項 1 号) は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 都道府県の事業環境整備構想の作成に係る関係市町村への協議 (25 条 3 項) は、廃止又は努力・配慮義務化する。

〔国土交通省〕

（６５）水防法（昭 24 法 193）

- ・ 都道府県の水防計画の要旨の公表に係る規定（7 条 4 項）は、廃止又は努力・配慮義務化する。
- ・ 指定水防管理団体の水防計画の要旨の公表に係る規定（32 条 3 項）は、廃止又は努力・配慮義務化する。

（６６）公営住宅法（昭 26 法 193）

- ・ 地方公共団体の公営住宅建替事業に関する計画の内容のうち、事業を施行する土地の面積、事業により新たに整備すべき公営住宅の構造及び国土交通省令で定める事項に係る規定（37 条 2 項 1 号、3 号及び 5 号）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

（６７）離島振興法（昭 28 法 72）（総務省、農林水産省と共管）

- ・ 関係都道府県の離島振興計画の策定義務に係る規定（4 条 1 項）は、廃止、「できる」規定化又は努力義務化する。
- ・ 離島振興計画の内容のうち、離島の振興の基本的方針に関する事項及び離島の振興に関し必要な事項に係る規定（4 条 2 項 1 号及び 11 号）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

（６８）土地区画整理法（昭 29 法 119）

- ・ 都道府県又は市町村が施行する土地区画整理事業の換地計画の内容のうち、国土交通省令で定める事項に係る規定（87 条 1 項 5 号）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

（６９）駐車場法（昭 32 法 106）

- ・ 市町村の駐車場整備計画の策定義務に係る規定（4 条 1 項）は、廃止、「できる」規定化又は努力義務化する。
- ・ 駐車場整備計画の内容のうち、路上駐車場及び路外駐車場の整備に関する基本方針、路上駐車場及び路外駐車場の整備の目標年次及び目標量、目標量を達成するために必要な路上駐車場及び路外駐車場の整備に関する施策、地方公共団体の設置する路上駐車場で駐車場整備地区内にある路外駐車場によつては満たされない自動車の駐車需要に応ずるため必要なものの配置及び規模並びに設置主体並びに主要な路外駐車場の整備に関する事業の計画の概要に係る規定（4 条 2 項 1 号から 5 号）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 駐車場整備計画の公表に係る規定（4 条 4 項）は、廃止又は努力・配慮義務化する。

（７０）地すべり等防止法（昭 33 法 30）

- ・ 市町村の関連事業計画の公表に係る規定（24 条 4 項）は、廃止又は努力・配慮義務化する。

（７１）踏切道改良促進法（昭 36 法 195）

- ・ 鉄道事業者及び都道府県又は市町村である道路管理者の立体交差化計画、構造改良計画又は歩行者等立体横断施設整備計画の作成義務に係る規定（4 条 1 項）は、廃止、「できる」規定化又

は努力義務化する。

(72) 豪雪地帯対策特別措置法(昭37法73)

- ・ 都道府県豪雪地帯対策基本計画の内容のうち、豪雪地帯の振興に関する基本的な事項及び豪雪地帯対策に関し必要な事項に係る規定(6条2項1号及び8号)は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

(73) 共同溝の整備等に関する特別措置法(昭38法81)

- ・ 都道府県又は市町村である道路管理者の共同溝整備計画の内容のうち、位置及び名称並びに構造に係る規定(6条2項1号及び2号)は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 共同溝の占用予定者の意見書に係る意見を採用すべきであると認める場合における都道府県又は市町村である道路管理者の共同溝整備計画の修正義務に係る規定(7条2項)は、廃止、「できる」規定化又は努力義務化する。
- ・ 共同溝の占用予定者による占用の申請の取下げにより共同溝整備計画の変更を必要とする場合における都道府県又は市町村である道路管理者の共同溝整備計画の変更に係る計画修正義務に係る規定(7条3項)は、廃止、「できる」規定化又は努力義務化する(同条2項に規定する計画修正義務を対象とする)。

(74) 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律(昭39法145)

- ・ 関係府県の近郊整備区域建設計画又は都市開発区域建設計画の策定義務に係る規定(3条1項)は、廃止、「できる」規定化又は努力義務化する。
- ・ 近郊整備区域建設計画又は都市開発区域建設計画の大綱の内容のうち、人口の規模及び労働力の需給に関する事項、産業の業種、規模等に関する事項及び土地の利用に関する事項に係る規定(4条1項1号から3号)は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

(75) 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(昭41法1)

- ・ 府県の特別保存地区である旨を表示する標識の設置に係る規定(6条2項)は、廃止又は例示化する。

(76) 交通安全施設等整備事業の推進に関する法律(昭41法45)(警察庁と共管)

- ・ 都道府県公安委員会及び都道府県又は市町村である道路管理者の特定交通安全施設等整備事業の実施計画の作成義務に係る規定(4条1項)は、廃止、「できる」規定化又は努力義務化する。

(77) 流通業務市街地の整備に関する法律(昭41法110)

- ・ 都道府県の基本方針の策定義務に係る規定(3条の2第1項)は、廃止、「できる」規定化又は努力義務化する。
- ・ 基本方針の内容に係る規定(3条の2第2項及び3項)は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 基本方針の公表に係る規定(3条の2第9項)は、廃止又は努力・配慮義務化する。

(78) 中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律(昭42法102)

- ・ 関係県の都市整備区域建設計画、都市開発区域建設計画又は保全区域整備計画の策定義務に係る規定(3条1項)は、廃止、「できる」規定化又は努力義務化する。
- ・ 都市整備区域建設計画、都市開発区域建設計画又は保全区域整備計画の公表に係る規定(3条3項)は、廃止又は努力・配慮義務化する。
- ・ 都市整備区域建設計画又は都市開発区域建設計画の大綱の内容のうち、都市整備区域又は都市開発区域の整備及び開発の基本構想、人口の規模及び労働力の需給に関する事項、産業の業種、規模等に関する事項並びに土地の利用に関する事項に係る規定(4条1号から4号)は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 保全区域整備計画の大綱の内容のうち、保全区域の整備の基本構想及び土地の利用に関する事項に係る規定(5条1号及び2号)は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

(79) 近畿圏の保全区域の整備に関する法律(昭42法103)

- ・ 関係府県の保全区域整備計画の策定義務に係る規定(3条1項)は、廃止、「できる」規定化又は努力義務化する。
- ・ 保全区域整備計画の公表に係る規定(3条3項)は、廃止又は努力・配慮義務化する。
- ・ 保全区域整備計画の大綱の内容のうち、保全区域の整備の基本構想及び土地の利用に関する事項に係る規定(4条1項1号及び2号)は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

(80) 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律(昭42法110)

- ・ 都道府県の空港周辺整備計画の内容に係る規定(9条の3第2項)は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

(81) 都市計画法(昭43法100)

- ・ 都道府県の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の内容のうち、都市計画の目標、土地利用並びに都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針に係る規定(6条の2第2項1号から3号)は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 都道府県の都市再開発方針等に関する都市計画の策定義務に係る規定(7条の2第1項)は、「できる」規定化又は努力義務化する。
- ・ 都道府県又は市町村の都市計画区域及び準都市計画区域についての地域地区に関する都市計画の策定義務に係る規定(8条1項及び2項)は、「できる」規定化又は努力義務化する。
- ・ 地域地区に関する都市計画の内容のうち、その他政令で定める事項に係る規定(8条3項3号)は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 市町村の促進区域に関する都市計画の策定義務に係る規定(10条の2第1項)は、「できる」規定化又は努力義務化する。
- ・ 促進区域に関する都市計画の内容のうち、その他政令で定める事項に係る規定(10条の2第2項)は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 市町村の遊休土地転換利用促進地区に関する都市計画の内容のうち、その他政令で定める事項に係る規定(10条の3第2項)は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

- ・ 市町村の被災市街地復興推進地域に関する都市計画の策定義務に係る規定（10 条の 4 第 1 項）は、「できる」規定化又は努力義務化する。
- ・ 被災市街地復興推進地域に関する都市計画の内容のうち、その他政令で定める事項に係る規定（10 条の 4 第 2 項）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 都道府県又は市町村の都市施設に関する都市計画の策定義務に係る規定（11 条 1 項）は、「できる」規定化又は努力義務化する。
- ・ 都市施設に関する都市計画の内容のうち、その他政令で定める事項に係る規定（11 条 2 項）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 都道府県又は市町村の市街地開発事業に関する都市計画の策定義務に係る規定（12 条 1 項）は、「できる」規定化又は努力義務化する。
- ・ 市街地開発事業に関する都市計画の内容のうち、その他政令で定める事項に係る規定（12 条 2 項）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 都道府県の市街地開発事業等予定区域に関する都市計画の策定義務に係る規定（12 条の 2 第 1 項）は、「できる」規定化又は努力義務化する。
- ・ 市街地開発事業等予定区域に関する都市計画の内容のうち、その他政令で定める事項に係る規定（12 条の 2 第 2 項）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 市町村の地区計画等に関する都市計画の策定義務に係る規定（12 条の 4 第 1 項）は、「できる」規定化又は努力義務化する。
- ・ 地区計画等に関する都市計画の内容のうち、その他政令で定める事項に係る規定（12 条の 4 第 2 項）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 市町村の地区計画に関する都市計画の内容のうち、当該地区計画の目標並びに当該区域の整備、開発及び保全に関する方針に係る規定（12 条の 5 第 2 項 1 号及び 2 号）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 再開発等促進区又は開発整備促進区を定める市町村の地区計画に関する都市計画の内容のうち、土地利用に関する基本方針に係る規定（12 条の 5 第 5 項 1 号）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 市町村の地区整備計画に関する都市計画の内容のうち、現に存する樹林地、草地等で良好な居住環境を確保するため必要なものの保全に関する事項及び土地の利用に関する事項で政令で定めるものに係る規定（12 条の 5 第 7 項 3 号及び 4 号）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 都道府県及び市町村が都市計画を決定した場合における都市計画の縦覧の方法に係る規定（20 条 2 項）は、廃止又は例示化する。

（８２）都市再開発法（昭 44 法 38）

- ・ 都道府県の都市再開発の方針に関する都市計画の策定義務に係る規定（２条の 3 第 1 項及び 2 項）は、「できる」規定化又は努力義務化する。
- ・ 第一種市街地再開発事業又は第二種市街地再開発事業に関する都市計画における当該市街地再開発事業により確保されるべき住宅の戸数その他住宅建設の目標の策定義務に係る規定（５条）は、廃止、「できる」規定化又は努力義務化する。
- ・ 権利変換計画の決定の基準に係る規定（74 条 1 項）は、地方分権改革推進委員会の第 3 次勧告

を踏まえて見直す。具体的な見直し措置の内容については、法改正までに結論を得る。

(83) 筑波研究学園都市建設法(昭45法73)

- ・ 周辺開発地区整備計画の内容のうち、人口の規模及び土地の利用に関する事項に係る規定(7条1項1号)は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 周辺開発地区整備計画の公表に係る規定(8条3項)は、廃止又は努力・配慮義務化する。

(84) 新都市基盤整備法(昭47法86)

- ・ 地方公共団体の実施計画の策定義務に係る規定(49条1項)は、廃止、「できる」規定化又は努力義務化する。

(85) 都市モノレールの整備の促進に関する法律(昭47法129)

- ・ 都市モノレールのうちその路線が都市計画区域内に存する部分についての地方公共団体の都市計画の策定義務に係る規定(3条)は、廃止、「できる」規定化又は努力義務化する。

(86) 都市緑地法(昭48法72)

- ・ 市町村の基本計画の内容のうち、緑地の保全及び緑化の目標並びに緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項に係る規定(4条2項1号及び2号)は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 基本計画を定める場合における公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置に係る規定(4条4項)は、廃止又は努力・配慮義務化する。
- ・ 基本計画の公表に係る規定(4条7項)は、廃止又は努力・配慮義務化する。
- ・ 都道府県の緑地保全計画の内容のうち、管理協定に基づく緑地の管理に関する事項及びその他緑地保全地域内の緑地の保全に関し必要な事項に係る規定(6条2項2号ロ及びハ)は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 都道府県の緑地保全地域である旨を表示した標識の設置に係る規定(7条1項)は、廃止又は例示化する。

(87) 生産緑地法(昭49法68)

- ・ 市町村の生産緑地地区である旨を表示した標識の設置に係る規定(6条1項)は、廃止又は例示化する。

(88) 国土利用計画法(昭49法92)

- ・ 都道府県計画の要旨の公表に係る規定(7条5項)は、廃止又は努力・配慮義務化する。
- ・ 市町村計画を定める場合における公聴会の開催等住民の意向を十分に反映させるために必要な措置に係る規定(8条4項)は、廃止又は努力・配慮義務化する。
- ・ 市町村計画の要旨の公表に係る規定(8条5項)は、廃止又は努力・配慮義務化する。
- ・ 都道府県の土地利用基本計画の要旨の公表に係る規定(9条13項)は、廃止又は努力・配慮義務化する。

(8 9) 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法 (昭 50 法 67)

- ・ 都道府県の住宅市街地の開発整備の方針に関する都市計画の内容に係る規定 (4 条 1 項) は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 市町村の土地区画整理促進区域に関する都市計画の内容のうち、住宅市街地としての開発の方針に係る規定 (5 条 2 項) は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 市町村の特定土地区画整理事業の事業計画の内容のうち、事業を施行する土地の区域に係る規定 (12 条) は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 市町村の住宅街区整備促進区域に関する都市計画の内容のうち、住宅街区としての整備の方針に係る規定 (24 条 2 項) は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 市町村が施行する住宅街区整備事業の換地計画の内容のうち、国土交通省令で定める事項に係る規定 (73 条 6 号) は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

(9 0) 国際観光文化都市の整備のための財政上の措置等に関する法律 (昭 52 法 71)

- ・ 国際観光文化都市の事業計画の策定義務に係る規定 (3 条 1 項) は、廃止、「できる」規定化又は努力義務化する。
- ・ 事業計画の内容のうち、流動人口の状況に係る規定 (3 条 2 項) は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

(9 1) 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法 (昭 53 法 26)

- ・ 都道府県の航空機騒音対策基本方針の内容のうち、航空機の騒音により生ずる障害の防止のために必要な施設、生活環境施設、産業基盤施設その他の施設であって政令で定めるものの整備に関する基本的事項に係る規定 (3 条 2 項 3 号) は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

(9 2) 幹線道路の沿道の整備に関する法律 (昭 55 法 34) (7 条に係る部分は警察庁と共管)

- ・ 都道府県又は市町村である沿道整備道路の道路管理者及び都道府県公安委員会の道路交通騒音減少計画の策定義務に係る規定 (7 条 1 項) は、廃止、「できる」規定化又は努力義務化する。
- ・ 道路交通騒音減少計画の内容に係る規定 (同条 2 項) は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 道路交通騒音減少計画の公表に係る規定 (同条 3 項) は、廃止又は努力・配慮義務化する。
- ・ 市町村の沿道地区計画に関する都市計画の内容のうち、沿道の整備に関する方針に係る規定 (9 条 2 項 1 号) は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 沿道再開発等促進区を定める市町村の沿道地区計画に関する都市計画の内容のうち、土地利用に関する基本方針に係る規定 (9 条 4 項 1 号) は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 市町村の沿道地区整備計画に関する都市計画の内容のうち、現に存する樹林地、草地等で良好な居住環境を確保するため必要なものの保全に関する事項及び土地の利用に関する事項その他の沿道の整備に関する事項で政令で定める事項に係る規定 (9 条 6 項 3 号及び 4 号) は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 市町村の沿道整備権利移転等促進計画の内容のうち、その他国土交通省令で定める事項に係る

規定（10 条の 2 第 2 項 7 号）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

（ 9 3 ） 明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法（昭 55 法 60）

- ・ 明日香村整備計画の内容のうち、明日香村における生活環境及び産業基盤の整備その他歴史的風土の保存と調和が保たれる地域振興に関する事項で特に必要と認められるものに係る規定（4 条 3 項 11 号）に関し、その他歴史的風土の保存と調和が保たれる地域振興に関する事項で特に必要と認められるものに係る内容については、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

（ 9 4 ） 半島振興法（昭 60 法 63）（総務省、農林水産省と共管）

- ・ 関係都道府県の半島振興計画の内容のうち、振興の基本的方針に関する事項及び半島振興に関し必要な事項に係る規定（4 条 1 項 1 号及び 10 号）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

（ 9 5 ） 集落地域整備法（昭 62 法 63）（農林水産省と共管）

- ・ 市町村の集落地区計画に関する都市計画の内容のうち、当該集落地区計画の目標その他当該区域の整備及び保全に関する方針に係る規定（5 条 3 項）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 市町村の集落地区整備計画に関する都市計画の内容のうち、現に存する樹林地、草地等で良好な居住環境を確保するため必要なものの保全に関する事項及び土地の利用に関する事項で政令で定めるものに係る規定（5 条 4 項 3 号及び 4 号）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

（ 9 6 ） 総合保養地域整備法（昭 62 法 71）（総務省、農林水産省、経済産業省と共管）

- ・ 都道府県の基本構想の内容のうち、整備の方針に関する事項、重点整備地区の区域ごとの整備の方針に関する事項、整備の一環として推進すべき産業の振興に関する事項及び自然環境の保全との調和、農林漁業の健全な発展との調和、居住機能との調和、観光業の健全な発展、地価の安定その他整備に際し配慮すべき事項に係る規定（5 条 2 項 2 号、3 号（ただし、重点整備地区の区域を除く。）、6 号及び 8 号）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 整備に関する基本構想の公表に係る規定（5 条 6 項）は、廃止又は努力・配慮義務化する。

（ 9 7 ） 関西文化学術研究都市建設促進法（昭 62 法 72）

- ・ 関係府県の建設計画の策定義務に係る規定（5 条 1 項）は、廃止、「できる」規定化又は努力義務化する。
- ・ 建設計画の公表に係る規定（5 条 3 項）は、廃止又は努力・配慮義務化する。
- ・ 建設計画の内容のうち、その他関西文化学術研究都市の建設に関する事項に係る規定（6 条 1 項 7 号）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

（ 9 8 ） 多極分散型国土形成促進法（昭 63 法 83）

- ・ 都道府県の振興拠点地域基本構想の内容のうち、開発整備の方針に関する事項及び環境の保全、

地価の安定その他開発整備に際し配慮すべき事項に係る規定（7条2項2号及び7号）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

- ・ 都県の業務核都市基本構想の内容のうち、整備の方針に関する事項及び環境の保全、地価の安定その他整備に際し配慮すべき事項に係る規定（23条2項2号及び7号）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 業務核都市基本構想の公表に係る規定（24条3項）は、廃止又は努力・配慮義務化する。

（99）大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法（平元法61）

- ・ 都府県の基本計画の内容のうち、宅地開発と鉄道整備との一体的推進のために必要な事項に係る規定（4条3項7号）は、地方分権改革推進委員会の第3次勧告を踏まえて見直す。具体的な見直し措置の内容については、法改正までに結論を得る。
- ・ 基本計画を総務大臣及び国土交通大臣に協議する場合における総務省令・国土交通省令で定める図書の添付義務（4条8項）は、廃止又は例示化する。
- ・ 地方公共団体が施行する一体型土地区画整理事業の事業計画の変更及び鉄道施設区の廃止義務に係る規定（13条5項）は、廃止、「できる」規定化又は努力義務化する。

（100）地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平4法76）

- ・ 関係市町村又は関係市町村により組織される一部事務組合若しくは広域連合の基本計画の内容のうち、指定地域に係る整備の方針に関する事項及びその他当該指定地域に係る整備に関し必要な事項に係る規定（6条2項1号及び6号）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 基本計画の公表に係る規定（6条8項）は、廃止又は努力・配慮義務化する。
- ・ 都道府県又は市町村の拠点業務市街地整備土地区画整理促進区域に関する都市計画の内容のうち、拠点業務市街地としての開発整備の方針に係る規定（19条2項）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 都道府県又は市町村の拠点整備土地区画整理事業の事業計画の策定義務に係る規定（26条）は、廃止、「できる」規定化又は努力義務化する。また、事業計画の内容に係る規定（同条）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

（101）地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律（平4法88）（総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省と共管）

- ・ 都道府県の基本計画の内容のうち、当該都道府県における活用行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する基本的な方針、活用行事において活用される地域伝統芸能等に関する事項、活用行事の実施主体、実施場所、実施期間及び実施内容に関する基本的な事項、活用行事において活用される地域伝統芸能等のうち文化財であるものの保存に関する事項、農山漁村の活性化に関する施策との連携に関する事項並びにその他活用行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する事項に係る規定（4条2項1号から3号及び5号から7号）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 基本計画の公表に係る規定（4条6項）は、廃止又は努力・配慮義務化する。

(102) 大阪湾臨海地域開発整備法（平4法110）

- ・ 関係府県の大阪湾臨海地域又は関連整備地域の整備計画の公表に係る規定（7条3項）は、廃止又は努力・配慮義務化する。
- ・ 大阪湾臨海地域に係る整備計画の内容のうち、整備等の目標、人口の規模及び土地の利用に関する事項、産業構造の高度化に関する事項、環境の保全に関する事項、国際交流、教養文化活動等の活動に関する事項並びに地価の安定、災害の防止その他大阪湾臨海地域の整備に際し配慮すべき事項に係る規定（8条1項2号、3号及び7号から10号）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 関連整備地域に係る整備計画の内容のうち、整備等の目標及び地価の安定、災害の防止その他関連整備地域の整備に際し配慮すべき事項に係る規定（8条2項2号及び5号）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

(103) 水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律（平6法8）

- ・ 都道府県又は市町村である河川管理者の河川管理者事業計画の内容のうち、その他河川水道原水水質保全事業の実施に際し配慮すべき重要事項に係る規定（7条5項5号）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 河川管理者事業計画の公表に係る規定（7条9項）は、廃止又は努力・配慮義務化する。

(104) 被災市街地復興特別措置法（平7法14）

- ・ 市町村の被災市街地復興推進地域に関する都市計画の内容のうち、緊急復興方針に係る規定（5条2項）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

(105) 電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平7法39）

- ・ 都道府県又は市町村である道路管理者の電線共同溝整備計画の策定義務に係る規定（5条2項）は、廃止、「できる」規定化又は努力義務化する。

(106) 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平9法49）

- ・ 都道府県の防災街区整備方針に関する都市計画の内容に係る規定（3条1項）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 市町村の防災街区整備地区計画に関する都市計画の内容のうち、当該防災街区整備地区計画の目標その他当該区域の整備に関する方針に係る規定（32条2項1号）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 市町村の特定建築物地区整備計画に関する都市計画の内容のうち、防災街区整備地区計画の目的を達成するため必要な事項に係る規定（32条3項）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 市町村の防災街区整備地区整備計画に関する都市計画の内容のうち、現に存する樹林地、草地等で良好な居住環境を確保するため必要なものの保全に関する事項及び土地の利用に関する事項で政令で定める事項に係る規定（32条4項3号及び4号）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 権利変換計画の決定の基準に係る規定（206条1項）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ

大枠化する。

(107) 外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律(平9法91)

- ・ 都道府県の外客来訪促進計画の公表に係る規定(4条5項)は、廃止又は努力・配慮義務化する。

(108) 中心市街地の活性化に関する法律(平10法92)(内閣官房、内閣府、総務省、農林水産省、経済産業省と共管)

- ・ 主要な路外駐車場の整備に関する事項が定められた基本計画について内閣総理大臣の認定を受けた市町村が、当該事項の内容に即して位置、規模、整備主体及び整備の目標年次を明らかにした路外駐車場の整備に関する事業の計画の概要を定めた駐車場整備計画を策定する義務に係る規定(17条1項)は、廃止、「できる」規定化又は努力義務化する。また、市町村の駐車場整備計画の内容に係る規定(同項)は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

(109) 大深度地下の公共的使用に関する特別措置法(平12法87)

- ・ 事業者(当該事業者が地方公共団体である場合に限る。)の事業概要書の縦覧の期間及び場所に係る規定(12条2項)は、廃止又は例示化する。

(110) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平12法104)(環境省と共管)

- ・ 特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関する指針の都道府県知事による策定義務に係る規定(4条1項)及び特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関する指針の公表に係る規定(4条2項)は、地方分権改革推進委員会の第3次勧告を踏まえ見直す。具体的な見直し措置の内容については、法改正までに結論を得る。

(111) 都市再生特別措置法(平14法22)

- ・ 計画提案を踏まえた都市計画決定権者の都市計画の決定若しくは変更又は計画提案した者への通知に関する処理期間に係る規定(41条1項)は、廃止又は例示化する。
- ・ 市町村の都市再生整備計画の内容のうち、都市再生整備計画の目標及びその他国土交通省令で定める事項に係る規定(46条2項2号及び7号)は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 市町村の都市再生整備計画を定める場合における市町村都市再生整備協議会の意見聴取に係る規定(46条11項)は、廃止又は努力・配慮義務化する。

(112) 景観法(平16法110)

- ・ 景観行政団体の景観計画の内容のうち、景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針及びその他国土交通省令・農林水産省令・環境省令で定める事項に係る規定(8条2項2号及び6号)は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

(113) 都市鉄道等利便増進法（平 17 法 41）

- ・ 交通結節機能高度化構想の内容（12 条 2 項）の一部について、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化することについては、法改正までに結論を得る。
- ・ 協議会の交通結節機能高度化計画の作成又は変更（14 条 1 項、12 項）に係る国土交通大臣の関与のあり方及び関与の範囲について、地方分権改革推進委員会の第 3 次勧告を踏まえて見直す。具体的な見直し措置の内容については、法改正までに結論を得る。
- ・ 交通結節機能高度化計画の内容のうち、国土交通省令で定める事項に係る規定（14 条 2 項 11 号）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

(114) 地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平 17 法 79）

- ・ 地方公共団体の地域住宅計画の内容のうち、地域住宅計画の目標及び国土交通省令で定める事項に係る規定（6 条 2 項 1 号及び 5 号）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 地域住宅計画の公表に係る規定（6 条 8 項）は、廃止又は努力・配慮義務化する。

(115) 住生活基本法（平 18 法 61）

- ・ 都道府県計画を策定する場合における住民の意見を反映させるために必要な措置に係る規定（17 条 3 項）は、廃止又は努力・配慮義務化する。
- ・ 都道府県計画の公表に係る規定（17 条 7 項）は、廃止又は努力・配慮義務化する。

(116) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平 18 法 91）

- ・ 市町村の移動等円滑化基本構想の内容のうち、重点整備地区における移動等円滑化に関する基本的な方針に係る規定（25 条 2 項 1 号）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 移動等円滑化基本構想の作成における特定事業に関する事項に係る協議会における協議（25 条 7 項）は、廃止又は努力・配慮義務化する。
- ・ 移動等円滑化基本構想の作成又は変更の提案を受けた場合における市町村の採否の公表に係る規定（27 条 2 項）は、廃止又は努力・配慮義務化する。
- ・ 都道府県又は市町村である道路管理者の道路特定事業計画の公表に係る規定（31 条 6 項）は、廃止又は努力・配慮義務化する。
- ・ 地方公共団体である公園管理者等の都市公園特定事業計画の公表に係る規定（34 条 5 項）は、廃止又は努力・配慮義務化する。

(117) 広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（平 19 法 52）

- ・ 都道府県の広域的地域活性化基盤整備計画の内容のうち、広域的地域活性化基盤整備計画の目標及び広域的地域活性化のための基盤整備を推進するために必要な事項であって国土交通省令で定めるものに係る規定（5 条 2 項 1 号及び 6 号）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

(118) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平 19 法 59）（総務省と共管）

- ・ 地域公共交通一体型路外駐車場整備事業に関する事項が定められた軌道運送高度化実施計画について国土交通大臣の認定の通知を受けた市町村が、当該事項の内容に即して位置、規模、整備主体及び整備の目標年次を明らかにした路外駐車場の整備に関する事業計画の概要に関する駐車場整備計画を策定する義務に係る規定（11 条 1 項）は、廃止、「できる」規定化又は努力義務化する。また、市町村の駐車場整備計画の内容に係る規定（同項）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 地域公共交通一体型路外駐車場整備事業に関する事項が定められた道路運送高度化実施計画について国土交通大臣の認定の通知を受けた市町村が、当該事項の内容に即して位置、規模、整備主体及び整備の目標年次を明らかにした路外駐車場の整備に関する事業計画の概要に関する駐車場整備計画を策定する義務に係る規定（16 条 1 項）は、廃止、「できる」規定化又は努力義務化する。また、市町村の駐車場整備計画の内容に係る規定（同項）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

なお、平成 26 年 3 月 31 日限り失効することとされている奄美群島振興開発特別措置法（昭 29 法 189）及び小笠原諸島振興開発特別措置法（昭 44 法 79）については、これらの法律の失効後仮に法的措置がなされる場合には、地方分権改革推進委員会の第 3 次勧告に沿って義務付け・枠付けを見直す。

〔環境省〕

(119) 大気汚染防止法（昭 43 法 97）

- ・ 都道府県の指定ばい煙総量削減計画の公告に係る規定（5 条の 3 第 4 項）は、廃止又は努力・配慮義務化する。

(120) 公害防止事業費事業者負担法（昭 45 法 133）

- ・ 地方公共団体である施行者の費用負担計画の内容のうち、公害防止事業の実施に必要な事項に係る規定（6 条 2 項 5 号）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 費用負担計画の要旨の公表に関する規定（6 条 5 項）は、廃止又は努力・配慮義務化する。

(121) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭 45 法 137）

- ・ 都道府県の廃棄物処理計画の内容のうち、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し必要な事項に係る規定（5 条の 5 第 2 項 5 号）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 都道府県の廃棄物処理計画の公表に係る規定（5 条の 5 第 4 項）は、廃止又は努力・配慮義務化する。
- ・ 市町村の一般廃棄物処理計画の内容のうち、一般廃棄物の処理に関し必要な事項に係る規定（6 条 2 項 6 号）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 市町村の一般廃棄物処理計画の公表に係る規定（6 条 5 項）は、廃止又は努力・配慮義務化する。

(122) 水質汚濁防止法(昭45法138)

- ・ 都道府県の総量削減計画の公告に係る規定(4条の3第5項)は、廃止又は努力・配慮義務化する。
- ・ 生活排水対策推進市町村の生活排水対策推進計画の内容のうち、生活排水対策に係る啓発に関する事項及び生活排水対策の実施の推進に関し必要な事項に係る規定(14条の8第2項3号及び4号)は廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

(123) 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律(昭45法139)(農林水産省と共管)

- ・ 都道府県知事の農用地土壌汚染対策計画の内容のうち、必要な事項に係る規定(5条2項4号)は廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

(124) 動物の愛護及び管理に関する法律(昭48法105)

- ・ 都道府県の動物愛護管理推進計画の内容のうち、動物の愛護及び管理に関する普及啓発に関する事項及び動物の愛護及び管理に関する施策を推進するために必要な事項に係る規定(6条2項3号及び5号)は廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 都道府県の動物愛護管理推進計画の公表に係る規定(6条4項)は、廃止又は努力・配慮義務化する。

(125) 瀬戸内海環境保全特別措置法(昭48法110)

- ・ 関係府県の瀬戸内海の環境の保全に関する府県計画の公表に係る規定(4条4項)は、廃止又は努力・配慮義務化する。
- ・ 関係府県の指定物質削減指導方針の内容のうち、指定物質の削減に関する指導の方針以外の事項に係る規定(12条の4第2項)は廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

(126) 湖沼水質保全特別措置法(昭59法61)

- ・ 都道府県の湖沼水質保全計画の内容のうち、湖沼の水質の保全のために必要な措置に関する事項に係る規定(4条3項5号)は廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 都道府県の湖沼水質保全計画の公表に係る規定(4条7項)は、廃止又は努力・配慮義務化する。
- ・ 都道府県の湖沼総量削減計画の内容のうち、当該総量削減指定地域における削減の目標、目標年度及び目標達成の方途以外の事項に係る規定(23条2項)は廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 都道府県の流出水対策推進計画の内容のうち、流出水対策に係る啓発に関する事項及び流出水対策の実施の推進のために必要な措置に関する事項に係る規定(26条2項3号及び4号)は廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

(127) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平4法70)

- ・ 都道府県の窒素酸化物重点対策計画の内容のうち、窒素酸化物重点対策の実施のために必要な

措置に関する事項に係る規定(16条2項4号)は廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

- ・ 都道府県の粒子状物質重点対策計画の内容のうち、粒子状物質重点対策の実施のために必要な措置に関する事項に係る規定(18条2項4号)は廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

(128) 環境基本法(平5法91)

- ・ 関係都道府県の公害防止計画の作成に係る規定(17条3項)は、廃止、「できる」規定化又は努力義務化する。

(129) 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法(平6法9)

- ・ 都道府県知事の水質保全計画の内容のうち、指定水域の水質の保全のために必要な措置に関する事項に係る規定(5条2項6号)は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 都道府県の水質保全計画の公表に係る規定(5条10項)は、廃止又は努力・配慮義務化する。

(130) 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平7法112)

- ・ 市町村分別収集計画の内容のうち、容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項に係る規定(8条2項7号)は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 市町村の市町村分別収集計画の公表に係る規定(8条4項)は、廃止又は努力・配慮義務化する。
- ・ 都道府県分別収集計画の内容のうち、分別収集の促進に関する事項に係る規定(9条2項4号(ただし、容器包装廃棄物の排出の抑制及び分別収集の促進の意義に関する知識の普及、当該都道府県の区域内の市町村相互間の分別収集に関する情報の交換の促進を除く。))は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 都道府県の都道府県分別収集計画の公表に係る規定(9条5項)は、廃止又は努力・配慮義務化する。

(131) ダイオキシン類対策特別措置法(平11法105)

- ・ 都道府県が総量削減計画を策定する場合における公聴会の開催に係る規定(11条2項)は、廃止又は例示化する。
- ・ 都道府県の総量削減計画の公告に係る規定(11条4項)は、廃止又は努力・配慮義務化する。
- ・ 都道府県が土壌汚染対策計画を策定する場合における公聴会の開催に係る規定(31条3項)は、廃止又は例示化する。

(132) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平13法65)

- ・ 都道府県等のポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画の内容のうち、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理の推進に関し必要な事項に係る規定(7条2項3号)は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 都道府県等のポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画の公表に係る規定(7条3項)は、廃止又は努力・配慮義務化する。

（１３３）鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平 14 法 88）

- ・ 都道府県の鳥獣保護事業計画の内容のうち、鳥獣保護事業に関する普及啓発に関する事項及びその他鳥獣保護事業の実施のために必要な事項に係る規定（４条２項８号及び 10 号）は廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 都道府県の鳥獣保護事業計画の公表に係る規定（４条４項）は、廃止又は努力・配慮義務化する。
- ・ 都道府県の特定鳥獣保護管理計画の内容のうち、特定鳥獣の保護管理のために必要な事項に係る規定（７条２項７号）は廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 都道府県の特定鳥獣保護管理計画を策定又は変更する場合における公聴会の開催に係る規定（７条４項）は、廃止又は例示化する。
- ・ 都道府県の指針案の縦覧の期間に係る規定（28 条４項）は、廃止又は例示化する。
- ・ 都道府県の鳥獣保護区の指定又は変更に関する公聴会の開催に係る規定（28 条６項）は、廃止又は例示化する。

（１３４）特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（平 15 法 98）

- ・ 都道府県等の実施計画の公表に係る規定（４条６項）は、廃止又は努力・配慮義務化する。

（１３５）エコツーリズム推進法（平 19 法 105）（文部科学省、農林水産省、国土交通省と共管）

- ・ エコツーリズム推進協議会の全体構想の内容に係る規定（５条３項）は、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 全体構想の公表に関する規定（５条４項）は、廃止又は努力・配慮義務化する。

なお、上記 1 から 3 の義務付け・枠付けの見直しに伴い、地方公共団体においては、今後、条例の制定・改正作業、国等による関与の見直しによる事務処理方法の変更及び計画策定業務の変更等への対処が必要となることから、政府は、適時の事前情報提供（地方自治法第 263 条の 3 第 5 項に規定する措置）を行った上で関係する政省令等を速やかに改正する等地方公共団体の円滑な事務処理のため適切に対応する。